

町田市 2026年度 入園のしおり



町田市認可保育園・認定こども園(2・3号認定)・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)の入園申請方法や、必要書類、施設一覧などを記載しています。入園希望の方は、よくお読みになり申請してください。

4月入園の申請手続きについて



申請期間

【4月入園一次募集】

2025年10月1日(水)～2025年11月5日(水)【必着】

●4月入園二次募集の締切日 ➡P.18 ●5月入園以降の締切日 ➡P.19

申請方法

オンライン申請 をご利用ください

●窓口で申請が必要な場合があります ➡P.17

●認定こども園を第1希望とする2号児(3歳～5歳児クラス)は
希望園へ直接申請書類の提出が必要です ➡P.18

【申請期間】10月1日(水)から10月14日(火)

【申請場所】第1希望の各認定こども園

募集人数

まちだ子育てサイト でご確認ください

 [まちだ子育てサイト>目的からさがす>あずける>
幼稚園・保育園等に入園したい方へ>保育施設\(保育園等\)>
2026年度の入園申込みについて>
2026年4月入園の一次募集人数について](#)

●募集人数に変更がある場合は、まちだ子育てサイト上で更新します

●4月入園二次募集人数・5月入園以降の募集人数の更新日 ➡P.15

問い合わせ

町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 (市庁舎2階204窓口)

〒194-8520 町田市森野2-2-22

開庁時間:8:30～17:00

直通電話:042-724-2137

■お知らせ

- 認可保育園「(仮)スターチャイルド南町田ナーサリー」が2026年4月から開園します。
- 小規模保育園を卒園後、設定された連携先以外の保育園等への入園を希望する場合は、4月二次選考から選考対象となります。➡P.52～54
- 認可保育園「すずらん保育園」は、2029年度末(2030年3月31日)に閉園予定です。2026年度にすずらん保育園に入園される1歳児クラスのお子さんは、3歳児クラス以降転園していただくことになるため、改めて申請が必要です。
- 家庭的保育者(保育ママ)「Aloha Keiki 家庭保育室」は2027年度末(2028年3月31日)に閉室となります。
- 市外から町田市に転入予定のある方が町田市内の保育園等へ入園申請する場合、原則としてお住まいの市区町村を通さず、直接、町田市へ申請してください。➡P.26
- 町田市から市外へ転出予定のある方が市外の保育園等へ入園申請する場合、保育園等の所在する市区町村に転出予定について伝えたくて、原則として町田市を通さず、直接、転出予定先の市区町村へ申請してください。➡P.25
- 町田市外在住で町田市内の保育園等に勤務している保育士・看護師等の方が、町田市内の保育園等へ入園申請した場合、町田市民と同様に4月入園一次募集の対象となります。➡P.26

■申請する際の注意事項

- 家庭的保育者(保育ママ)に申請する方は、必ず申請前にお子さんと一緒に見学をしてください。見学されていない方は、家庭的保育者(保育ママ)への申請はできません。
- 希望保育園等の受け入れ年齢、受け入れ人数、開園時間、延長保育時間等を必ず確認した上で申請してください。➡P.47
- お子さんに障がいやアレルギーのある方は、必ず申請前にお子さんと一緒に保育園等の見学をしてください。内定または入園後に障がいやアレルギーが判明した場合、その状況や症状によっては保育園等を退園、または保育短時間への変更をしていただくことがあります。➡P.28
- 転園を希望し内定した場合は、同時に在園中の保育園等に他のお子さんが内定することになります。したがって、いかなる理由であれ在園中の保育園等へ戻ることはできません。転園しない場合は退園となります。転園を希望される際は十分ご検討の上、申請してください。
- 2025年度に申請をして待機中の方で、2026年度も保育園等の入園や転園を希望する方は、改めて新年度の申請が必要です。

目次

1. 申請の前に	5
(1)入園までの流れ(概要)	5
(2)町田市内の教育・保育施設の種類	6
(3)教育・保育施設の選び方のポイント	8
(4)送迎保育ステーション	9
(5)相談窓口	10
2. 申請について	11
(1)保育の必要性の認定	11
①認定区分と利用できる施設	11
②保育を必要とする事由と利用できる時間	12
(2)申請の手続きから入園の決定まで	14
①はじめに確認していただきたいこと	14
②入園できる年齢	15
③各保育園等の募集人数公開日	15
④申請方法	16
⑤4月入園(転園)申請の流れ	18
⑥5月以降の入園(転園)申請の流れ	19
⑦必要な書類	20
⑧選考方法	24
⑨入園の決定	24
(3)申請にあたっての注意事項	25
①入園(転園)申請の取下げ	25
②転園申請	25
③市外の保育園等の入園申請(転出予定、里帰り出産等)	25
④市外に転出予定がある方の町田市内の保育園等への申請	25
⑤市外から町田市内の保育園等への申請(転入予定等)	26
⑥求職中の申請	27
⑦妊娠・出産事由の場合	27
⑧育児休業取得中の申請	27
⑨疾病・障がい事由の申請	27
⑩看(介)護事由の申請	27
⑪障がい等の発達に支援・配慮が必要なお子さんの申請	28
⑫食物アレルギー等のあるお子さんの申請	28
3. 入園後の諸注意	29
(1)慣らし保育	29
(2)発熱時のお迎えや災害時の緊急お迎え	29
(3)土曜保育	29
(4)入園後に出産して育児休業を取得する場合	29
(5)家庭状況調査	30
(6)解除(退園)	30
4. 保育料と給食費について	31
(1)給食費のお支払について	31
(2)就学前のきょうだいが保育園等に在籍している場合の給食費の負担軽減	32
5. 在園中に利用できる保育サービス	33
(1)延長保育	33
(2)休日保育	33

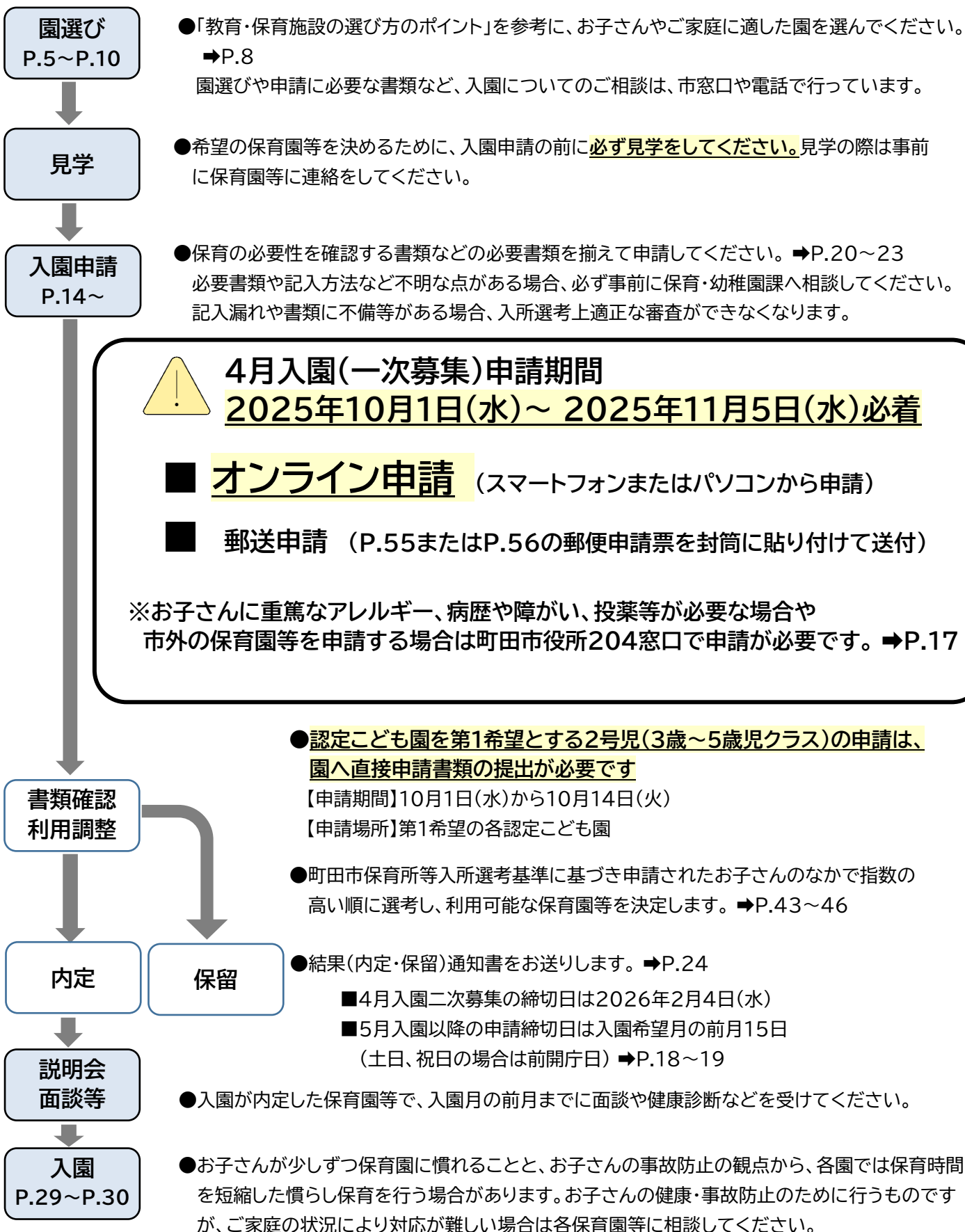
(3)年末保育	34
(4)病児保育	35
(5)病後児保育	35
6. 認可外保育施設等について	37
(1)認証保育所	37
(2)企業主導型保育	37
(3)一時保育	37
(4)定期利用保育	38
(5)幼稚園一時預かり事業における2歳児の定期利用	38
7. よくあるお問い合わせ	39
8. 各種書式等	40
9. 町田市保育所等入所選考基準表	43
10. 認可保育施設一覧	47
認可保育園	47
認定こども園	51
小規模保育園	52
家庭的保育者(保育ママ)	53
(1)本園と分園	54
(2)2歳児クラスまでの保育園等に入園したとき	54
郵便申請票	55

1. 申請の前に

:保護者が行うもの

:市が行うもの

(1)入園までの流れ(概要)



(2)町田市内の教育・保育施設の種類

保育・幼稚園課で申請ができる施設です。
認可保育施設一覧はP.47～53 を参照してください。

施設種類		私学助成	子ども・子育て支援新制度	
			施設型給付	
		幼稚園	幼稚園	認定こども園
施設の特長		満3歳以上の未就学のお子さんが教育を受ける施設。 預かり時間は基本的に4時間程度だが、多くの園で早朝から夕方までの預かり保育を実施している。		保護者が仕事や病気等の理由のために、家庭で保育することが困難なお子さんを保育する施設。幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもつ。3歳児以上のお子さんは幼児教育と保育をあわせて受けることができる。
対象年齢		3～5歳児※ ¹		0～5歳児
開園日		月曜日～金曜日		月曜日～土曜日
必要な職員数(この他、必要に応じて配置される職員がいます)	0歳児	1学級あたり専任教諭1人(1学級の幼児数は原則35人以下)	—	3人に1人
	1歳児		—	5人に1人
	2歳児		—	6人に1人
	3歳児		20人に1人 (施設によっては15人に1人)	15人に1人※ ⁵
	4歳児		30人に1人	25人に1人※ ⁵
	5歳児			
保育に携わる職員の免許・資格(特例的に認められる場合もあります)		幼稚園教諭(一種・二種・専修)	幼保連携型	
			保育教諭※ ²	
			幼稚園型	
			2歳児: 保育士 3～5歳児: 保育教諭※ ² (両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可)	
食事の提供		各施設による		給食※ ⁴
申請先		各施設		1～2歳児: 市 3～5歳児: 各施設

※1 プレ保育や預かり保育を利用して、1・2歳児からも利用できる園があります

※2 幼稚園教諭+保育士資格

※3 特定の研修を修了する等の要件を満たす必要があります

※4 アレルギー等の特別食については要相談

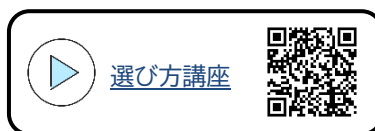
※5 経過措置期間のため、施設によっては3歳児:20人に1人、4～5歳児:30人に1人

施設種類		子ども・子育て支援新制度			認可外保育施設(一部)	
		施設型給付	地域型保育給付			
		認可保育園	小規模保育園	家庭的保育者 (保育ママ)	企業主導型保育施設	認証保育所
施設の特長		保護者が仕事や病気等の理由のために、家庭で保育することが困難なお子さんを集団で保育する施設。	保護者が仕事や病気等の理由のために、家庭で保育することが困難なお子さんを最大19人まで保育する施設。	保護者が仕事や病気等の理由のために、家庭で保育することが困難なお子さんを家庭的保育者の自宅などで保育する施設。少人数で家庭的な雰囲気のもとで保育を行う。	企業で働く従業員に働き方に応じた保育サービスを提供する施設であり、国が定める設置基準を満たしている。施設によっては従業員以外の利用枠がある。	東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設。
対象年齢		0～5歳児	0～2歳児	0～2歳児	各施設による	
開園日		月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日	各施設による	
必要な職員数(この他、必要に応じて配置される職員がいます)	0歳児	3人に1人	3人に1人	3人に1人(補助者を置く場合は5人に2人)	3人に1人	3人に1人
	1歳児	5人に1人	5人に1人		6人に1人	6人に1人
	2歳児	6人に1人	6人に1人			
	3歳児	15人に1人※ ⁵	—	—	20人に1人	15人に1人
	4歳児	25人に1人※ ⁵	—	—	30人に1人	25人に1人※ ⁵
	5歳児		—	—		
保育に携わる職員の免許・資格(特例的に認められる場合もあります)		保育士	保育士	家庭的保育者 ※ ³ (+家庭的保育補助者)	保育従事者の1/2以上が保育士(保育士以外には研修実施)	保育従事者の6割以上が常勤の保育士
食事の提供		給食※ ⁴			各施設による	
申請先		市			各施設	

(3)教育・保育施設の選び方のポイント

まずは情報収集を

- 「保育園・幼稚園の選び方講座」(動画)をご覧ください。
- 希望園として選ぶ教育・保育施設等の条件について、優先順位をつけることから始めましょう。



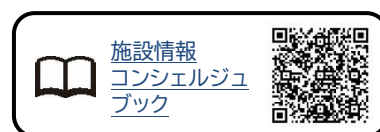
■教育・保育施設等の情報収集

① LINE教育・保育施設検索サービス

「自宅から何km以内」「0歳クラスがある」などの条件を指定して、簡単に施設検索ができます。

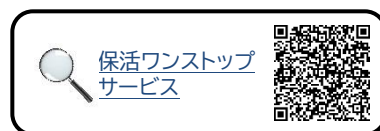


② 「町田市教育・保育施設情報(町田市保育コンシェルジュブック)」 ご希望の保育園等の詳細情報をご覧ください。



③ 保活ワンストップサービス

保育施設の「情報収集」「見学予約」「入園申請」がオンライン・ワンストップで行えます。
※見学予約は保活ワンストップサービス対応施設のみになります。



申請前に複数園を見学

- 入園後に「時間が合わない」「雰囲気が違う」ということがないよう、申請前に必ずお子さんと一緒に施設を見学してください。(事前に見学の予約をしましょう。)
- 希望する教育・保育施設等の受け入れ年齢、開園時間、延長保育時間、延長保育料金、持ち物、行事等、知りたいことを確認しましょう。
- 可能な限り多くの園を見学しましょう。各家庭に適した園を見つける目安になります。
- キャッチフレーズ、建物の外観がきれい、園庭の遊具が楽しそうなど、印象だけで決めずに、保育の様子や保育方針なども確認してみましょう。

保育の様子を見学

- 各園の可能な範囲で、保育室での子どもたちの様子を見学させてもらいましょう。
※園によっては乳児室に入れない場合があります。
※子どもたちの表情や先生たちの接し方などを見てみましょう。

施設の様子を見学

- どのようなおもちゃが置いてありますか。また外遊びやお散歩など、園での過ごし方を聞いてみましょう。
- 園庭の無い園は、天気の良い日の過ごし方を聞いてみましょう。
- 陽当たりや風通しなど、園の環境を見てみましょう。

保育の方針を確認

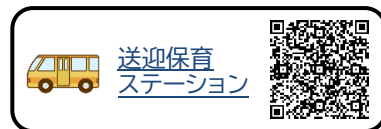
- 見学担当のかたに、保育方針や保育内容について聞いてみましょう。
- 給食やおやつの内容を聞いてみましょう。
- 保育中の病気や怪我などの時は、どのように連絡が来るか、また、日々の家庭との連絡方法や参観等があるか、聞いてみましょう。

(4)送迎保育ステーション

- 朝と夕方、児童が日中在籍する保育園等に登園するまでの間と、降園してから保護者が迎えに来るまでの間、その児童を一時的に預かる保育施設です。
- 送迎バスで、送迎保育ステーションと日中在籍する保育園等の送迎をします。

①場所

つながり送迎保育園・もりの
森野1-8-20 第6SKビル1階 TEL:042-850-8596



②利用時間

月曜日から土曜日まで(祝日・12/29～1/3を除く)

③対象児童

送迎対象施設に入所するクラス年齢1～5歳児(2・3号認定こども)

④利用料金

- ・月額 2,000円(延長保育を利用する場合は別途費用がかかります)
- ・延長保育 150円/30分 上限 6,000円/月

⑤1日のタイムスケジュール

7:00	8:00	9:00	16:00	17:00	18:00	20:00
ステーションで 預かり	送 迎	日中は、それぞれの 在籍園で過ごします	送 迎	ステーションで 預かり	延長保育	

⑥送迎先

	施 設 名	所 在 地	連 絡 先
保 育 園	ひかりの子保育園	木曽西1-34-1	042-793-6836
	なごみ第二保育園	原町田3-19-6	042-739-3753
	本町田わかさ保育園	本町田29-8	042-723-2789
	草笛保育園	藤の台1-1-56	042-725-2652
	もりの聖愛保育園	森野4-8-10	042-722-0352
	開進こども保育園	本町田3350-38	042-725-7851
	カナリヤ保育園	山崎町2130	042-794-6590
	たかね保育園	山崎町2160-4	042-791-2705
認 定 こ ど も 園	町田自然幼稚園	忠生2-7-5	042-791-0015
	カナリヤこども園	山崎町2088-1	042-791-2290
	開進幼稚園	藤の台1-2-1	042-725-7851
	正和幼稚園	山崎町2261-1	042-791-2746

⑦申請方法

- ・利用を希望される方は、「【1-14】送迎保育ステーション利用申込書」からオンライン申請してください。
- ・定員は32名です。定員を超えて申請があった場合は選考となりますので、ご利用いただけない場合があります。➡P.40

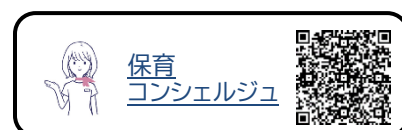
問い合わせ先:保育・幼稚園課支援係 042-724-2137

(5)相談窓口

①保育・幼稚園課（入園や保育サービスに関すること）

相談場所	電 話	所在地	相談日時
保育・幼稚園課 (市庁舎2階 204窓口)	042-724-2137	森野2-2-22	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/29～1/3を除く)

- 保育・幼稚園課でご案内できるサービス
認可保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育園、家庭的保育者、
認証保育園、企業主導型保育園、一時保育など



■保育コンシェルジュ（要予約）

- 就学前までのお子さんの保護者を対象に、保育園等で勤務経験がある保育士が、幼稚園や保育園、保育サービス等お子さんの預け先に関する相談をお受けしています。
- お話をお聞きする中で、各ご家庭のニーズに合った情報提供や助言を行います。
- 保育コンシェルジュ相談は、まちだ子育てサイトから予約できます。オンライン相談・電話相談・窓口相談が可能です。

②地域の相談窓口（地域の情報や子育てに関すること）

- 地域の育児相談や様々な子育ての悩み事相談、また、子育てサークル活動などの相談にも応じます。

相談場所	電話	所在地	相談日時
忠生地域子育て相談センター	042-789-7545	山崎1-2-14 (山崎保育園内)	8:30～17:00 (土・日・祝日・ 12/29～1/3を除く)
南地域子育て相談センター	042-710-2752	金森東1-12-16 (金森保育園内)	※土曜日は園庭開放のみ
堺地域子育て相談センター	042-770-7446	相原町2025-2 (子どもセンターぱお内)	10:00～18:00 (火曜日・祝日の翌日・ 12/28～1/4を除く)
鶴川地域子育て相談センター	042-734-3699	大蔵町1913 (子どもセンターつるっこ内)	
町田地域子育て相談センター	042-710-2747	中町1-31-22 (子どもセンターまあち内)	



地域子育て相談センターでは、保育園等の入園申請はできません。

2. 申請について

(1) 保育の必要性の認定

① 認定区分と利用できる施設

「子ども・子育て支援新制度」は、就学前のお子さんの教育・保育を保障するための「認定制度」と「給付制度」に大別されます。

認定には「子どものための教育・保育給付認定」と「子育てのための施設等利用給付認定」があります。「子どものための教育・保育給付認定」には1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分があり、「子育てのための施設等利用給付認定」には新1号認定・新2号認定・新3号認定があります。お子さんの「年齢」「保育の必要性の有無」「利用する施設・サービス」等によって認定区分が異なります。

認可保育園・認定こども園(保育時間利用)・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)の利用・入園を希望される方は、市が定める基準のもとに「子どものための教育・保育認定の2号・3号認定」を受ける必要があります。

● 子どものための教育・保育給付

認定区分	認定の条件※1	保育時間区分	利用の該当施設
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間 (概ね、4時間)	幼稚園(施設型給付園) 認定こども園 (教育時間利用)
2号認定	満3歳以上で、 <u>保育の必要性の事由</u> に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園 認定こども園 (保育時間利用)
3号認定	満3歳未満で、 <u>保育の必要性の事由</u> に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園・認定こども園(保育時間利用)・小規模保育園・家庭的保育者等

● 子育てのための施設等利用給付

認定区分	認定の条件※1	保育時間区分	利用の該当施設
新1号認定	満3歳以上で、新2号、新3号認定以外の子ども	時間区分の認定なし	幼稚園(私学助成幼稚園)
新2号認定	4月1日時点が満3歳以上で※2、 <u>保育の必要性の事由</u> に該当する子ども	時間区分の認定なし	幼稚園 認定こども園(教育時間利用)※3 認証保育所、認可外保育施設※4
新3号認定	4月1日時点が満3歳未満で※2、 <u>保育の必要性の事由</u> に該当する住民税非課税世帯の子ども	時間区分の認定なし	一時保育、預かり保育 病児・病後児保育 町田ファミリー・サポート・センター

※1 認定を受ける子どもは、すべての認定区分で小学校就学前の子どもです。

※2 新2号、新3号の認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3～5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0～2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定となります。

※3 幼稚園、認定こども園で、現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は、新2号・新3号認定を受けるとで、預かり保育分の利用料が無償化の対象となります。

※4 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設は除きます。

②保育を必要とする事由と利用できる時間

保護者が恒常的に下表に該当する理由で家庭保育ができない場合に認定資格が生じます。保育を必要とする事由は市が認定します。保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて、お子さんが保育園等を利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。就労の実態等に応じて必要な範囲で利用することができます。

保育を必要とする事由	基準	保育標準時間	保育短時間
①就労※ ¹	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。	○	○
②疾病、負傷又は心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ自宅安静が必要で保育が困難であること。	○	○
③介護又は看護※ ¹	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添看護・介護又は一部看護・介護が必要と認められる者の看護・介護が常態であること。	○	○
④災害	災害(火災・風水害・地震等)の復旧に当たっていること。	○	○
⑤就学※ ¹	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学(通学又は職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設に通所していること)が常態であること。	○	○
⑥出産	出産のため保育が困難であること。 ※認定期間は出産予定月及び前後各2か月の計5か月間。出産後、育児休業取得希望の場合はP.28～29参照。	○	○
⑦育児休業	入園後に出産し育児休業を取得する場合で、継続利用が必要であること。 ※認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長可能。P. 28～29参照。	※2	○
⑧求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。 ※認定期間は3か月まで。P.26参照。		○
⑨両親不存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁中等であり、同居の親族になんらかの要件があって保育が困難であること。	※2	
⑩その他	上記の他、保育が必要と認められる場合		

※1 「就労」「介護又は看護」「就学」は、上記の日数及び時間のいずれかひとつでも基準を下回ると、保育園等の入園資格がなくなりますのでご注意ください。

※2 保育の必要性の実態に応じて時間区分を認定します。

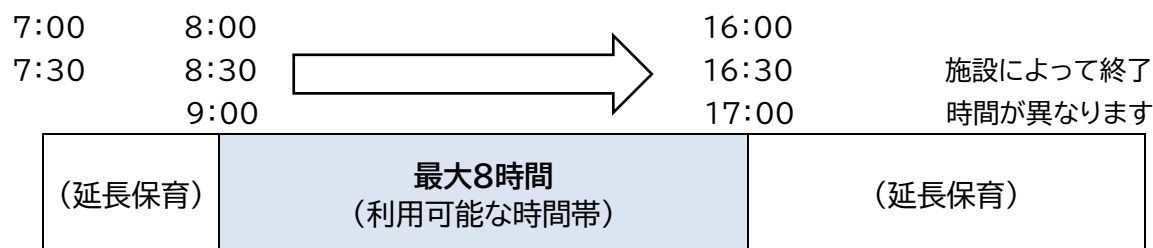
- ①,②,③,⑤の事由は、就労証明書等その他必要書類を審査し、短時間又は標準時間に認定します。
 ④,⑥の事由は、基本的には標準時間認定ですが、保護者の希望により短時間認定も可能です。
 ⑦の事由は、短時間のみの認定です。
 ⑧は、基本的には短時間認定ですが、特別な事由がある場合に限り標準時間とします。

■保育時間区分について

● 保育標準時間：最大11時間



● 保育短時間：最大8時間



※利用時間は施設によって異なります。

※**延長保育は別途料金がかかります。詳細については直接園にお問い合わせください。**

※認定された保育時間区分は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。子どもの育成上の配慮の観点等から、**保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いいたします。**

■支給認定証について

支給認定証は、申請受付から原則30日以内に交付します。ただし、4月は申請件数が多く、認定事務が集中するため、認定証は3月末頃交付の予定です。

すでに支給認定証の交付を受けている方には、認定期間、保育の事由・時間区分等の変更がなければ、再交付は行いません。

支給認定証の有効期間は、保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日の2日前までを基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、3か月間を基本的な有効期間として取り扱います。

なお、支給認定証は、利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

また、3号認定のお子さんが、2号認定になる際は、市町村が認定の変更を行いますので保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。

(2)申請の手続きから入園の決定まで

①はじめに確認していただきたいこと

- お子さんのクラス年齢と、希望する保育園等に該当のクラスがあるか、確認してください。
➡P.15、P.47～P.53
- 必要書類をよく確認して申請をしてください。➡ P.20～P.23
- 保護者(父母両方)の方の「保育の必要性を確認する書類」を揃えて申請してください。➡P.21
- 必要書類や記入方法など、不明な点がある場合は事前に保育・幼稚園課へ相談してください。4月入園(一次募集)の申請期間は相談等で電話及び窓口が大変混み合うため、相談を希望される場合は、申請期間開始前の相談をお勧めします。
- 希望する保育園等の受入れ年齢、受入れ人数、開園時間、延長保育時間等を事前に確認し、必ず利用可能な施設のみ記入してください。保育の利用申込書の「入所を希望する保育所等の名称」欄は、5か所全てを記入する必要はありません。
- 各保育園等は、園の特徴を生かした保育を行っています。お子さんは就学前までの大切な時期を保育園等で過ごすこととなりますので、お子さんに適した園を選択することが大切です。申請される前に入園を希望する保育園等にご連絡の上、お子さんを連れて必ず見学してください。
※家庭的保育者(保育ママ)をご希望の方は、見学をされていないと申請することができません。
※アレルギー、てんかん、けいれん、喘息、障がいなどの特別な配慮が必要なお子さんは、見学の際に
お子さんの状況や様子を伝え、対応等についてご相談、ご確認ください。



ご注意ください

- FAX及び市民センター窓口での申請や書類提出は、取り扱っていません。
- 入園は毎月1日付けのみであり、月途中の入園はありません。
- 申請は、保護者が「町田市保育の利用申込書取下げ届」を提出しない限り2027年3月まで有効です。
- 虚偽の内容で申請した場合は、内定・入園を取り消します。
- 保育園等への入園については、希望者が多数いるため入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②入園できる年齢

入園月の1日に生後8週間を過ぎているお子さんから、小学校入学前までのお子さんが対象ですが、保育園等によって受入れ年齢が異なります。町田市認可保育園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)一覧(P.47～P.53)をご確認ください。2026年4月1日の年齢がクラスの年齢基準になります。

クラス年齢	該当する生年月日
0歳児	2025年4月2日以降に生まれた子 ※1
1歳児	2024年4月2日 ～ 2025年4月1生まれ
2歳児	2023年4月2日 ～ 2024年4月1生まれ
3歳児	2022年4月2日 ～ 2023年4月1生まれ
4歳児	2021年4月2日 ～ 2022年4月1生まれ
5歳児	2020年4月2日 ～ 2021年4月1生まれ

※1 2026年4月1日入園可能なお子さんは、2026年2月3日生まれまでのお子さんです。**出産(予定日)が申請締切後になる場合でも、出産前に申請できます。**(出産が2月4日以降の場合は5月以降の選考となります。)その際、保育の利用申込書の申請児童名の氏名は名字のみ、生年月日は出産予定日で記入してください。

③各保育園等の募集人数公開日 (まちだ子育てサイトをご覧ください)

- **4月入園一次募集人数:2025年9月1日(月)**
- **4月入園二次募集人数:2026年1月9日(金)**
- **5月以降の募集人数:前月の6日頃**



まちだ子育てサイト

二次元コードを読み取ると、「2026年度の入園申込みについて」のページが開きます。



[まちだ子育てサイト>あずける>幼稚園・保育園等に入園したい方へ>保育施設\(保育園等\)>2026年度の入園申込みについて>](#)

④申請方法

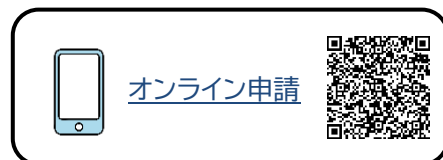
- オンラインまたは郵送で申請してください。
- **お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がい、投薬等が必要な場合、また町田市外の保育園等を申請する場合は町田市役所2階保育・幼稚園課 204 窓口で申請が必要です。→P.17**
- 申請方法に関わらず、申請期間は同じとなります。(窓口申請については、土・日・祝日・12/29～1/3 を除く)

■オンライン申請

スマートフォンまたはパソコンで申請できます。

まちだ子育てサイトから申請してください。

※申請期間最終日の 23 時 59 分受信分までを期間内の申請とみなします。



- 事前にご準備いただくもの

・スマートフォンまたはパソコン

・必要書類(P.20～23)

※必要書類は画像ファイル形式(対応拡張子:PNG・JPG・JPEG)または PDF 形式で添付してください。

- 申請の流れ

(1)アカウント(Google、LINE、^{グラフター}Grafter)でログインまたはメールを認証する
(アカウントでログインしていただくと、申請の一時保存が可能です。)

(2)必要事項の入力および必要書類の添付

(3)申請完了後、**自動応答の申請到達メールが届く**

(申請到達メールに記載されている URL から申請内容の確認ができます。)

※詳しい操作方法是、まちだ子育てサイトに掲載の「オンライン申請操作方法」をご覧ください。

※締め切り間際のアクセス集中等、予期せぬ通信障害が起きた場合のトラブルについては一切責任を負いません。期日には余裕をもって申請してください。

■郵送申請

郵便申請票(P.55 または P.56)を切り取り、貼り付けた封筒に必要書類を封入し、申請期間内必着で送付してください。郵便申請票には差出人の氏名及び住所を必ず記入してください。(封筒、郵送費用は各自でご負担いただきます)

※郵送で申請された場合でも、保育の必要性の審査等のため、電話による聞き取りや窓口にお越しいただき対面で確認をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

※所定の切手を貼り、料金不足の無いように、締切に間に合うように送付してください。

※料金不足で到着した場合は、受理せず書類一式を返却します。

※未着・不着等の郵送事故には責任を負いかねます。ご心配な場合は、追跡可能な郵便で送付してください。お電話で到着確認の問い合わせはできません。

■窓口申請

以下のいずれかに該当する場合は、申請内容の確認等を窓口で行う必要があるため、オンライン及び郵送では申請できません。町田市役所2階 保育・幼稚園課 204 窓口で申請してください。

なお、以下のいずれにも該当しない場合は、町田市役所2階保育・幼稚園課 204 窓口には設置されている提出専用ポストを利用してください。



窓口で申請が必要な方

- お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がい、投薬等が必要な場合
→後日、お子さんの状況について電話等で確認する場合があります。
- 町田市外の保育園等を申請する場合
→オンライン申請では、希望園に市外の保育園等を選択することはできません。

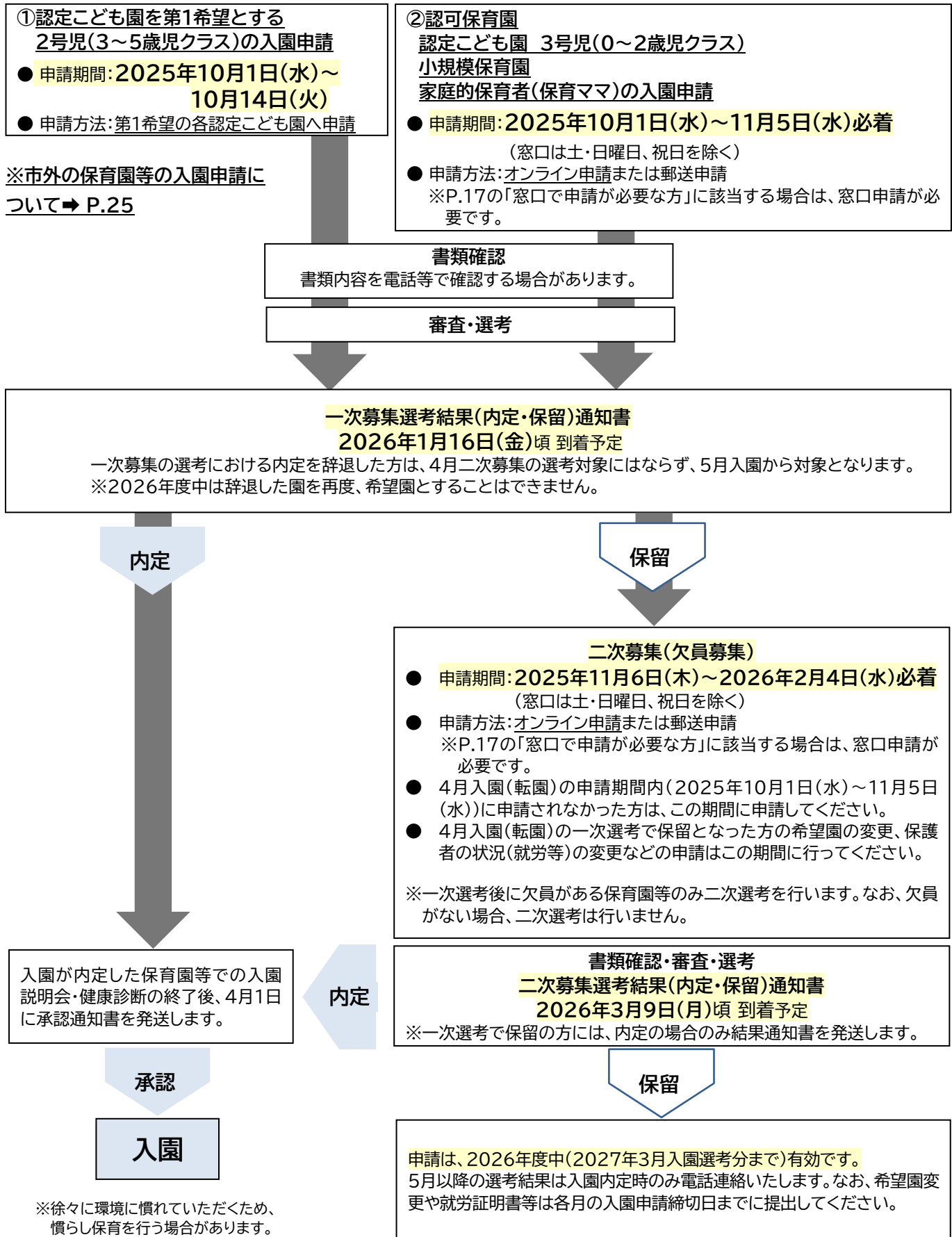
- 申請時間は 8:30～17:00 です。(土・日・祝日・12/29～1/3 を除く)
- 窓口提出専用ポストへ投函できる時間も上記と同様です。
- 窓口提出専用ポストを利用する場合は、封筒(各自でご用意ください)に申請書等を入れ、封をして投函してください。



ご注意ください

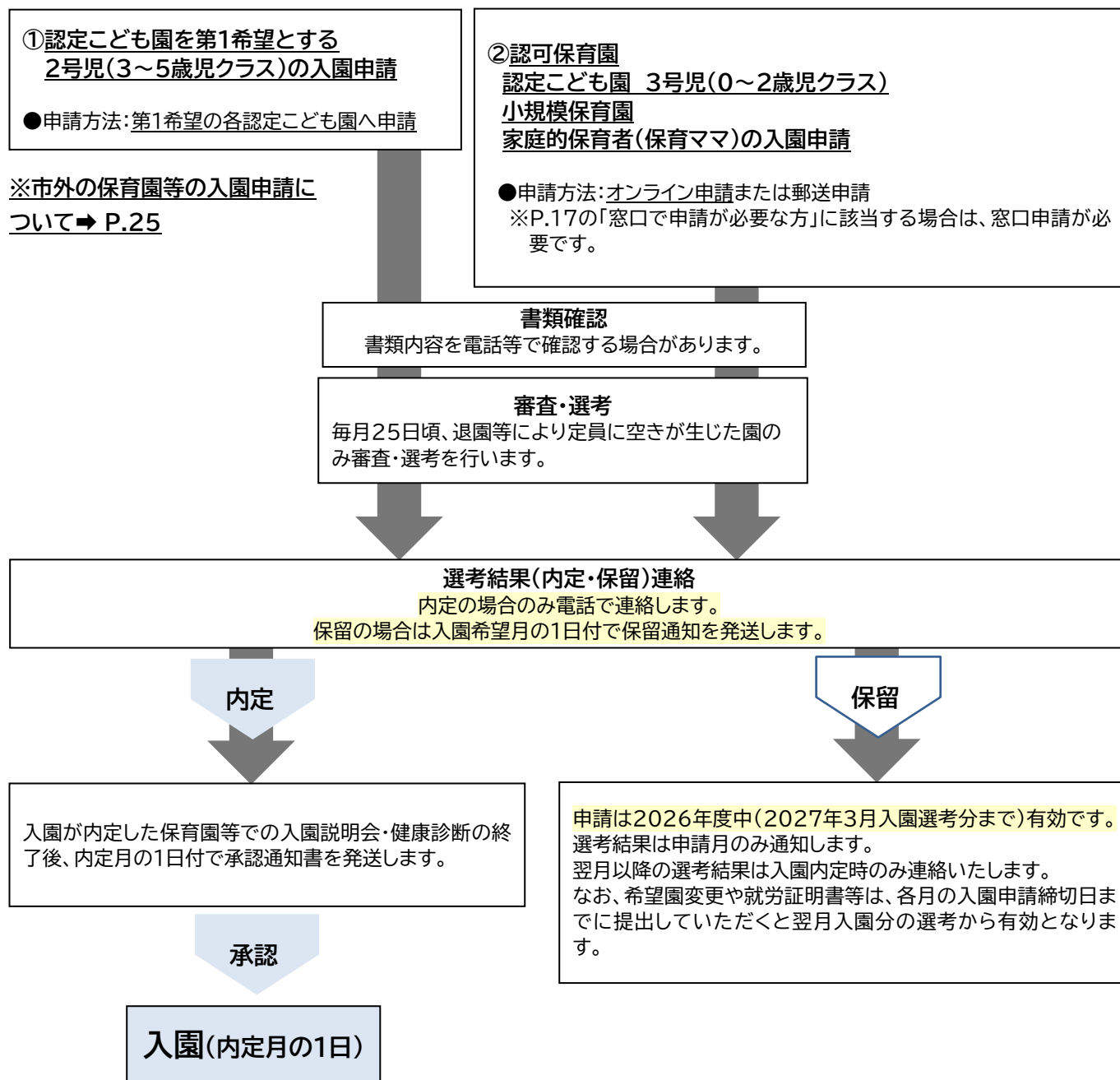
- 記入内容や必要書類についてご不明な点がある場合には、事前に相談してください。
- 市外に住所を有し、町田市内の保育園等を申請する場合は、住民登録のある市区町村に申請が必要です。ただし、町田市に転入予定の場合は、直接町田市に申請してください。→P.26
- 受付後に申請書等のコピーをお渡しすることはできません。必要がある場合は、各自でコピーをお取りください。

⑤4月入園(転園)申請の流れ



- 2026年4月の転園希望者及び2025年度に申請中で待機となっている方も、上記期間内に申請してください。
- 2026年度中に待機の方で、2027年度も保育園等の入園及び転園を希望する方は、改めて新年度用の申請が必要です。

⑥5月以降の入園(転園)申請の流れ



● 5月以降の毎月の申請締切日

入園希望月	締切日(必着)
5月1日	4月15日
6月1日	5月15日
7月1日	6月15日
8月1日	7月15日
9月1日	8月14日
10月1日	9月15日
11月1日	10月15日
12月1日	11月13日
1月1日	12月15日
2月1日	1月15日
3月1日	2月15日

- 各保育園等の園児募集人数は前月6日頃にまちだ子育てサイトで公開します。
- 右の二次元コードを読み取ると、「[2026年度の入園申込みについて](#)」のページが開きます。



- 2026年度中に待機の方で、2027年度も保育園等の入園及び転園を希望する方は、改めて新年度用の申請が必要です。

⑦必要な書類

●各書類は、まちだ子育てサイトからダウンロード・印刷ができます。



A. すべての方が必要な書類(転園申請も同様です)

必要な書類	注意事項
・【1-1】2026年度町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼保育の利用申込書	オンライン申請の場合は、入力フォームに従い必要事項を入力してください。
・【1-4】2026年度保育の利用申込みに関する同意書(保育・幼稚園課提出用)	すべての事項をよくお読みの上、署名をお願いします。 ※オンライン申請の場合は、すべての事項をよくお読みの上、申請にお進みください。

● 必要書類早見表

保護者の事由・世帯の状況		就労1 証明5 書1	個人 事業 主の 証明 書類 ※1	スケジュール 表1 6	手帳 の コピー は	医師 の 診断 書	時間 割 等	在学 証明 書 および	母子 健康 手帳 の	納品 または 発注 書	2か 月分 の コピー
保護者の事由	会社勤務 (採用予定含む)	○		○※3							
	育児休業中で復帰予定	○※2									
	個人事業主	○	○								
	内職	○								○	
	出産								○		
	疾病・障がい				○						
	看(介)護			○	○						
	求職										
	就学(予定含む)			○※4			○※4				
世帯の状況	認可外保育施設を利用	○									○
	妊娠中の方								○		

※1 直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピーを提出してください。

※2 「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された就労証明書を提出してください。

※3 2つ以上の就労先で就労している場合はスケジュール表を提出してください。

※4 スケジュール表または時間割のどちらか一方を提出してください。

B. 保育の必要性を確認する書類(父・母および60歳未満の同居祖父母の分がそれぞれ必要です)

保 護 者 の 事 由		必 要 な 書 類	注 意 事 項
就 労	会社勤務の方 (採用予定含む)	【1-5】就労証明書	
	育児休業中で復帰 予定により申請す る方	【1-5】就労証明書	「9育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が記載された就労証明書をご提出ください。入園月の末日までに職場に復帰することを条件に選考をします。したがって、期限までに復帰しない場合は、入園承認の取消し、または退園となります。詳しくはP.27「育児休業取得中の申請」を確認してください。
	個人事業主	①【1-5】就労証明書 ②個人事業の開業・廃業等届出書のコピー ※①・②両方の提出が必要	個人事業の開業・廃業等届出書のコピーが準備できない場合は、報酬等が客観的に分かるもの(直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等、「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピー)を提出してください。
	内職の方	①【1-5】就労証明書 ②直近の納品書または発注書 ※①・②両方の提出が必要	
出 産		①母子健康手帳(母の氏名のページ)のコピー ②母子健康手帳(分娩予定日のページ)のコピー ※①・②両方の提出が必要	出産月をはさみ前後2か月(最大5か月)は、「出産」の要件での申請となります。詳しくはP.27「妊娠・出産事由の申請」を確認してください。
疾病・障がい		医師の診断書または手帳のコピー	
看(介)護		①医師の診断書または手帳のコピー ②【1-6】スケジュール表(町田市書式) ※①・②両方の提出が必要	手帳のコピーの場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証(要件が看(介)護の場合)などを提出してください。
求 職		なし	求職中で入園した方は3か月間の期限付き入園となります。詳しくはP.27「求職中の申請」を確認してください。
就学(予定含む)		①在学証明書 ②【1-6】スケジュール表(町田市書式)または時間割等 ※①・②両方の提出が必要	就学予定の方は合格通知書及び年間のカリキュラムを提出してください。



ご注意ください

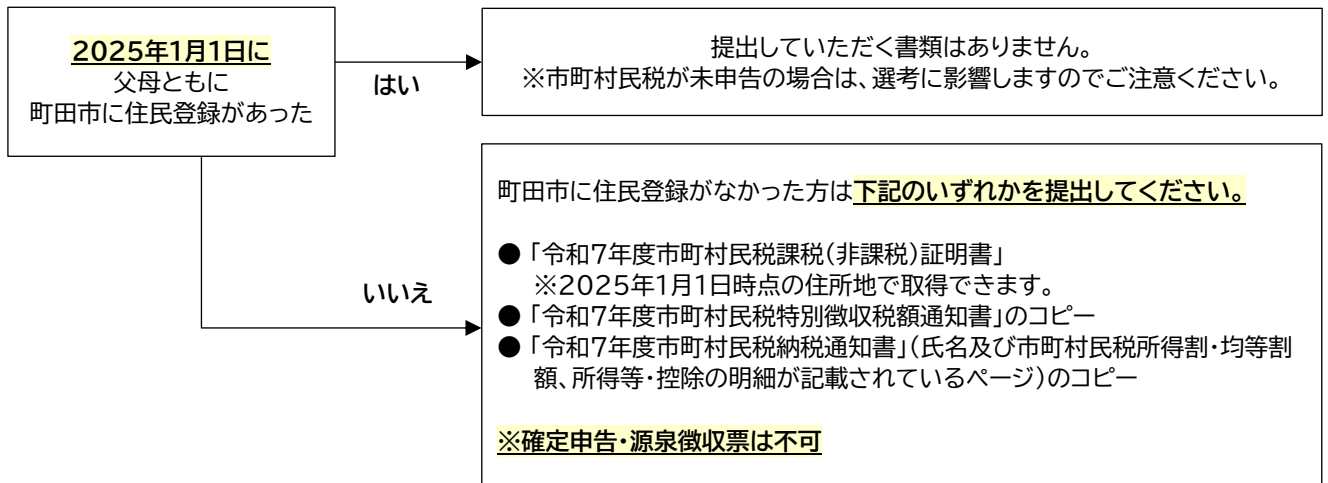
- 町田市外の保育園等を希望される場合は、各市区町村によって入園の要件・必要書類が異なりますので、保育園等の所在する市区町村にご確認の上、申請してください。
- 保育を必要とすることを証明した書類の提出がない場合や、有効期間が過ぎた書類が提出された場合、「求職活動」として選考します。
- 就労証明書に代表者印は不要です。(ただし、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等に該当する場合があります。)
- 就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。内容を訂正する場合は二重線を引いてください(証明する雇用主に無断での訂正はできません)。また、修正液等での訂正は無効です。
- 就労証明書は【1-5】の様式を使用してください。その他の様式や在籍証明書等は無効となります。
- 医師の診断書の有効期間は、証明日から6か月以内です。また「診断名」と「初診日」の記述が必要です。

C. 状況により必要な書類

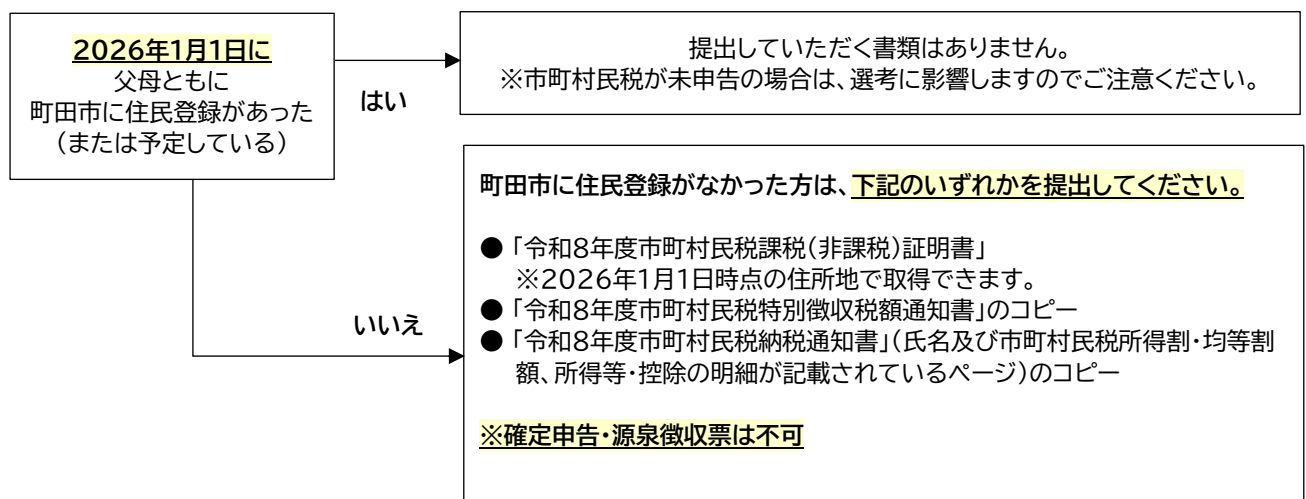
書 類 が 必 要 な 方		必 要 な 書 類	注 意 事 項	
お 子 さ ん に つ い て	認可外保育施設や一時保育等を利用している方	直近2か月で月12日以上・1日4時間以上利用したことが分かる以下のいずれか一点 ・領収書のコピー ・在籍証明書 ・保育料が引き落とされている通帳のページと通帳の名義人の分かる表紙のコピー	他施設利用での加点は、就労証明書に直近2か月で1日4時間、月12日以上勤務したと確認できる実績が記入されている場合に限ります。詳しくは、まちだ子育てサイトに掲載されている「よくあるお問い合わせ」の「点数(選考指数)・選考方法」を確認してください。➡P.39	
保 護 者 に つ い て	2つ以上の就労先で就労している方	【1-6】スケジュール表 (町田市書式)	2つ以上の就労先で就労している方は、各就労先での就労時間が分かるようにスケジュール表を記入の上、提出してください。	
	妊娠中の方	①母子健康手帳(母の氏名のページ)のコピー ②母子健康手帳(分娩予定日のページ)のコピー	申請時に妊娠している場合で入園希望月1日が産前・産後休暇期間にあたる場合は、申請時に就労中であっても「出産」の要件となりますのでご注意ください。詳しくはP.27「妊娠・出産事由の申請」を確認してください。	
	ひとり親の方	3か月以上遺棄されている場合	なし	搜索願の受理番号を申し出てください。
		離婚を前提に3か月以上別居している場合	なし	「別居」とは住民票を別にし、及び居住の実態を分けていることを指します。 また、単身赴任等で住民票を別になっている場合、ひとり親としての申請はできません。
		離婚を前提に配偶者と別居し、かつ家庭裁判所に離婚調停を申し立てしている場合	離婚調停の申立書のコピー	
		住民票を異動することはできないが、家庭裁判所へ離婚調停を申し立て、調停の初回呼出日から3か月が経過した場合	離婚調停の呼出状のコピー	
		離婚、死別、未婚の場合	なし	住民票上同一住所の場合は、ひとり親としての申請はできません。

D. 税額のわかる書類

■4月から8月入園申請の方



■9月以降入園申請の方



■税額のわかる書類について

- 保護者(父母)それぞれの方の書類が必要です。締切日までに提出がない場合、選考は書類不備扱いとなります。
- 祖父母と同居されている方
→保護者の収入の合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母も含めて主たる生計者として給食費の負担軽減対象者や延長保育料の減免対象者を決定します。そのため、同居の祖父母の書類も必要となる場合があります。
- 養育費を受けている方
→ひとり親の方で、子の父または母から養育費を受けている方は、主たる生計者を決定する際、養育費一年分(4月～8月入園申請の方は2024年1月～12月、9月以降入園申請の方は2025年1月～12月)の金額がわかる書類(通帳のコピー、書留のコピー等)を提出してください。
- 生活保護を受給されている方
→「生活保護受給証明書」を提出してください。
- 海外に住んでいた方
→「【1-13】海外居住者用収入申告書」をご提出ください。まちだ子育てサイトからダウンロードできます。→P.40
- 上記のいずれの書類も提出できない方
→保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご相談ください。

⑧選考方法

町田市保育所等入所選考基準に基づき、申請されたお子さんのなかで指数の高い順に選考します。ただし、次の場合には優先的に選考します。

- 認定こども園または家庭的保育者(保育ママ)を第1希望としている方
- 2歳児クラスまでの保育園等を卒園し、3歳児クラスの入園申請が改めて必要となる方 ➡ P.54

⑨入園の決定

- 結果(内定・保留)通知書到着前の選考結果についてのお問い合わせにはお答えできません。
- 虚偽の内容での申請及び不正な事実が判明した場合には、内定・入園を取り消します。
- **保留通知書は初回のみ発送します。1回の申請に対して1度のみ通知となりますので、待機中に保留通知書が必要な場合は手続きが必要となります。**
➡ P.40「【1-8】町田市保育の利用保留通知書(保育所等入所待機証明書)発行依頼書」
※まちだ子育てサイトからオンライン申請または書式をダウンロードし郵送申請してください。
- 保育園等への入園が内定した後、各園で入園説明会・健康診断を受け、入園が決定されます。
- 認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)に内定の方は、園または保育者と保護者との間で利用契約をします。
- 入園は毎月1日からとなります。月途中からの入園はできません。

● 選考結果(内定・保留)通知書の発送について

選考対象月		対 象 者	内定の場合	保留の場合	到着予定日
4月	一次	2025年10月1日(水)～ 2025年11月5日(水)の間に 申請された方	「内定通知書」を 郵送します	「保留通知書」を 郵送します	2026年1月16日(金)頃
	二次	一次選考で保留の方	「内定通知書」を 郵送します	「保留通知書」は 初回のみ発送の ため、二次選考 では郵送物はあ りません	内定の場合のみ 2026年3月9(月)頃
		2025年11月6日(木)～ 2026年2月4日(水)の間に 申請された方	「内定通知書」を 郵送します	「保留通知書」を 郵送します	2026年3月9日(月)頃
5月以降		2026年2月5日(木)以降に 申請された方	入園前月の下旬 に電話でご連絡 します	「保留通知書」を 入園希望月の 1日付けで郵送 します	

(3)申請にあたっての注意事項

①入園(転園)申請の取下げ

入園(転園)申請の希望を取りやめる場合は、速やかに「【1-9】町田市保育の利用申込書取下げ届」を提出してください。特に転園申請をしている場合は、転園内定と同時に在園中の保育園には通えなくなりますので転園の必要がなくなりましたら、速やかに届け出てください。→P.40【1-9】「町田市保育の利用申込書取下げ届」

※まちだ子育てサイトからオンライン申請または書式をダウンロードし郵送申請してください。

②転園申請

新規に入園申請をされる方と同様に、申請書類一式をご準備いただき申請してください。転園は、内定と同時に、在園中の保育園等において他のお子さんの入園を内定します。したがって、いかなる理由であれ在園中の保育園等へ戻ることはできず、転園しない場合は、退園となります。転園は、よく検討してから申請してください。

※新規の入園申請と同様に、オンラインまたは郵送で申請してください。

③市外の保育園等の入園申請(転出予定、里帰り出産等)

- 市外の保育園等への入園を希望する方は、保育園等の所在する市区町村の保育園担当部署に入園希望月までの転出予定の有無を伝えたくて、申請締切日、必要書類、申請条件等を事前に確認してください。申請先の市区町村に転出予定がある方は、原則として直接、転出(予定)先の市区町村へ申請してください。
- 申請先の市区町村に転出予定のない方、複数の自治体に同時に入園申請をする方は希望先の市区町村の締切日の1週間前までに町田市の申請書を使用し町田市(市役所2階保育・幼稚園課204窓口)へ申請してください。オンライン及び郵送では申請できません。



ご注意ください

申請先の市区町村へ転出する予定がある場合は、転出先住居の「売買契約書」や「賃貸借契約書」などのコピー、税書類等が必要となることがありますので、併せてご確認ください。

④市外に転出予定がある方の町田市内の保育園等への申請

- 4月入園の場合…4月1日時点で町田市に住民票があることが入園の条件となりますので、4月1日以前に転出した場合は、内定・入園が取消しとなります。
- 5月以降入園の場合…入園月の1日時点で町田市に住民票があることが条件です。



ご注意ください

転出後も町田市内の保育園等への入園を希望する場合は、転出先市区町村での入園申請が必要となります。ただし、選考対象となるのは、町田市民の選考が終わった後となります。

⑤市外から町田市内の保育園等への申請(転入予定等)

(ア)町田市に転入予定のある方

● 入園希望月の申請締切日までに転入される場合

お住まいの市区町村を通さず、転入後に直接町田市へ保育園等の入園申請をしてください。

● 入園希望月の申請締切日以降に転入される場合

お住まいの市区町村を通さず、直接町田市へ保育園等の入園申請をしてください。なお、P.20～P.23「必要な書類」に加えて、以下の書類が必要です。

- (1) 入園を希望するお子さんの住所・生年月日を確認できる身分証明書として、乳児医療証(マル乳)・マイナンバーカード(顔写真のある面)・住民票の写しのいずれか1点のコピー
- (2) 転入予定住所(町田市の住所)、転入可能年月日(入居日・引渡し日等)のわかる書類(「売買契約書」、「賃貸借契約書」、「工事請負書」、「【1-18】同居(居住)についての同意書」等)

※転入予定の方は町田市民と同様に選考します。ただし、入園希望月の前月末日までに町田市へ住民票の異動及び町田市民としての入園手続きがされない場合、内定しても入園は取り消しとなります。保留となった場合、翌月以降は市外者として選考します。また、上記(1)・(2)の書類が提出されない場合、町田市への転入予定があっても下記「(イ)町田市に転入予定のない方」として選考します。

(イ)町田市に転入予定のない方

町田市外にお住まいの方が町田市の保育園等へ入園申請する場合、お住まいの市区町村の保育園等担当部署に申請してください。P.20～P.23「必要な書類」に加えて、お住まいの市区町村が指定する書類が必要な場合があります。

※町田市民の選考後、保育園等に空きがあった場合のみ選考の対象となります。

※4月の入園を希望される場合は、一次選考の対象にはならず二次選考で町田市民の選考後に空きが生じたときに選考の対象になります。

● 町田市外在住で町田市内の保育園等で勤務されている保育士・看護師等の方

P.44別表第2、調整指数「オ」の加点に該当する場合(町田市内の保育園等に勤務している保育士・看護師等※が町田市内の保育園等へ入園申請する場合)は転入予定がない場合であっても、町田市民と同様に4月入園一次募集の対象となります。

4月入園一次募集に申し込む場合は、現在お住まいの市区町村への申請時に、保育士・看護師等のため町田市の一次募集の対象である旨を必ず申し出てください。

※一定水準以上の勤務されている方が対象となります。詳細はP.45備考欄5をご確認ください。

⑥求職中の申請

- 求職中で入園した場合は、3か月間の期限付き入園となります。
- 求職中で入園した方は、期日までに【1-2】「町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届」と【1-5】「就労証明書」を提出してください。提出がない場合は退園となります。➡ P.40
- 就労先が決まった場合、保育の事由及び就労時間によっては保育時間区分が変更になります。期日までに上記書類の提出がない場合には、保育時間区分を保育短時間(8時間)から保育標準時間(11時間)に希望されても翌月から反映できません。延長保育料がかかりますのでご了承ください。

※提出期限:入園から3か月目の15日(土・日・祝日の場合は前開庁日)まで

⑦妊娠・出産事由の申請

- 入園希望月の1日が、出産(予定)月をはさみ前後2か月にかかる場合は、出産の事由で選考します。出産の事由で選考するのは、出産予定月を含め最大で5か月間です。
- 保護者(母)の保育を必要とする事由を「出産」で申請する場合は、「出産後の予定」を利用申込書に記入してください。
- 同時期に保護者(父)が出産にかかるお子さんの育児休業を取得する場合は、入園月の末日までに職場に復帰することを条件に選考をします。
- 出産の事由で入園し、出産の認定期間後も在園を希望する場合、出産(予定)月の3か月目以降の保護者(母)の、保育を必要とする事由の変更手続きが必要です。
期日までに【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届と、変更後の事由を確認できる書類を提出してください。➡P.40
- 保育を必要とする事由を「出産」で申請をして保留(待機)になった場合、出産(予定)月の3か月目以降の保護者(母)の保育を必要とする事由の変更手続きが必要です。
期日までに【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届と、変更後の事由を確認できる書類を提出してください。➡P.40

※提出期限:出産(予定)月の2か月目の15日(土・日・祝日の場合は前開庁日)まで

⑧育児休業取得中の申請

- 育児休業取得者と認められるのは、法令に基づく休業取得者のみです。
- 【1-5】就労証明書の「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間の記載が必要です。
- 育児休業から復帰予定での新規の申請は、入園月の末日までに職場に復帰することを条件に選考をします。したがって、期限までに復帰しない場合、入園承認の取消し、または退園となります。(復帰日が公休日で勤務日数が0日となる場合も同様です。)
期日までに【1-12】産前産後休暇・育児休業復帰証明書(復帰月の就労実績が入ったもの)を入園後に提出してください。(【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届から申請) ➡ P.40
- 育児休業中は、「調整指数 就労ウ」には該当しません ➡P.44

※提出期限:入園月の翌月の15日(土・日・祝日の場合は前開庁日)まで

⑨疾病・障がい事由の申請

- P.20～P.23「必要な書類」に加えて、**「【1-21】疾病・障がいに関する現況届」の提出が必要です。**「【1-1】町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請(保育用)兼保育の利用申込」の申請とあわせて、ご提出ください。

※提出期限:各月の入園申請の締切日まで

⑩看(介)護事由の申請

- P.20～P.23「必要な書類」に加えて、**「【1-22】介護・看護に関する現況届」の提出が必要です。**「【1-1】町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請(保育用)兼保育の利用申込」の申請とあわせて、ご提出ください。

※提出期限:各月の入園申請の締切日まで

⑪障がい等の発達に支援・配慮が必要なお子さんの申請

認可保育園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)は療育施設ではありません。

- 保育園等では発達や健康に配慮が必要な場合も受け入れ可能です。入園を希望する場合は、保育幼稚園課までお問合せください。
- お子さんの状態や保育園等の体制などによって受け入れ状況が異なりますので、必ず事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、申請前にお子さんと一緒に入園を希望する保育園等の見学を行い、保育園等での対応についてご相談ください。
- 申請時に申し出なく内定や入園した場合は、取消しや退園となることがありますので、ご注意ください。

⑫食物アレルギー等のあるお子さんの申請

- 食物アレルギーのあるお子さんに対しては、医師の指示に基づき除去食の対応をしています。しかし、在園児の除去食対応人数などにより、新たに受入れができない場合があります。
- 重度の食物アレルギー等の場合は、保育園等により受入れ状況が異なり、ご家庭からお弁当をお持ちいただく場合もあります。
- 申請前にお子さんと一緒に入園を希望する保育園等の見学を行い、事前に食物アレルギーの対応状況について確認してください。
- 宗教上の理由や病気等により給食から除去が必要な食品がある場合も、必ず希望される保育園等に対応状況について確認してください。

3. 入園後の諸注意

(1)慣らし保育

お子さんが少しずつ保育園等の環境に慣れることや、お子さんの健康管理及び事故防止の観点から、各園で保育時間を短縮した慣らし保育を行う場合があります。期間や内容はお預かりするお子さんの年齢や保育園等によって異なりますので、事前に保育園等へご確認ください。ご家庭の状況により対応が難しい場合は、各保育園等へご相談ください。なお、利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできませんので、あらかじめご家庭や勤務先等と調整をしてください。

(2)発熱時等や災害時の緊急お迎え

入園してすぐのお子さんは体調を崩しやすく、お子さんの状況によっては早めのお迎えを依頼することがあります。また、災害時は緊急にお迎えを依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

(3)土曜保育

土曜保育は一般的に平日と比べて利用するお子さんが少ない傾向があるため、合同保育を行う等、平日とは異なる職員体制をとっています。そのため、お仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則としてクラス年齢に関わらず登園を控えていただくようご協力をお願いします。

(4)入園後に出産して育児休業を取得する場合

入園後に出産し法令に基づく育児休業を取得する場合は、申請により、在園中のお子さんは下記のとおり継続して保育園等に在園できます。

在 園 期 間	在 園 の 要 件
①育児休業取得対象のお子さんが1歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。
②育児休業取得対象のお子さんが2歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。 さらに、育児休業取得対象のお子さんが保育園等に入園できず、待機児童となっていること。

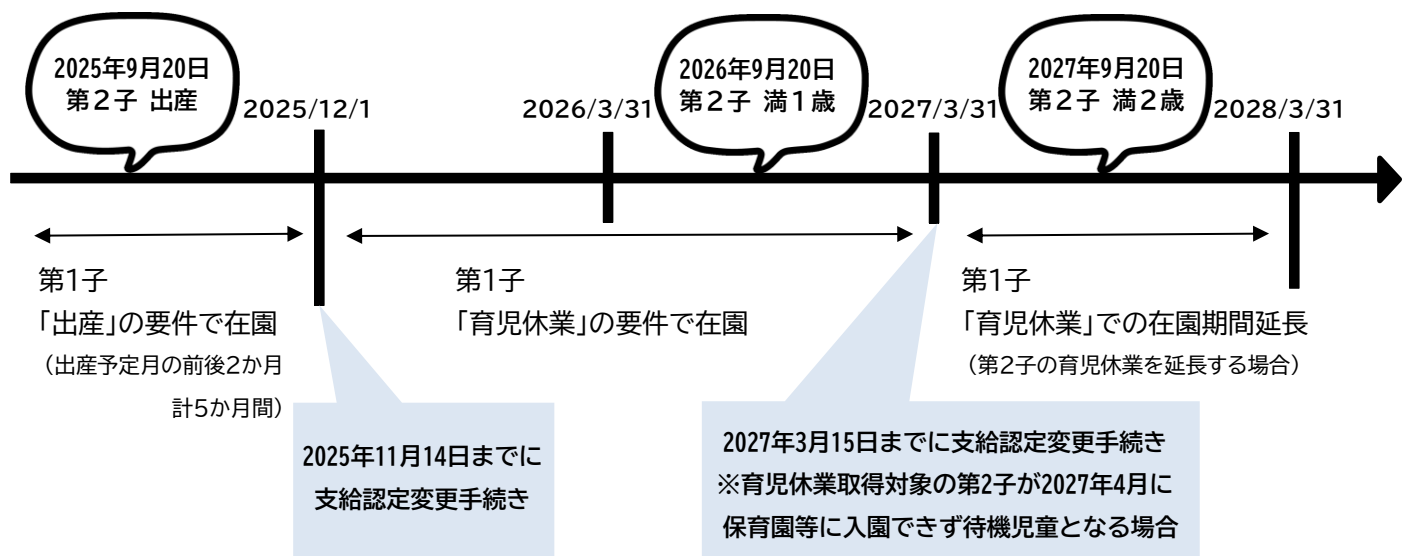
- 生まれたお子さんが満1歳になる年度末の翌月(4月)に、上のお子さんが新5歳児クラスに進級する場合、「育児休業」の継続に限り、上のお子さんは卒園まで続けて在園することが可能です。(満2歳の年度末まで育児休業の要件で在園されている場合も同様です。)
- ①・②ともに保育を必要とする事由の変更手続きが必要です。【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届と、【1-5】就労証明書(「育児休業期間」欄に取得予定の育児休業期間が記載されたもの)を提出してください。➡P.40
- 育児休業期間が就労証明書に記載されていない場合、勤務先で育児休業が取得可能であることがわかる就業規則のコピーと、会社名がわかるページまたは社判を押印したものを提出してください。



ご注意ください

育児休業期間中の保育時間は、保育短時間(最大8時間)です。

- (例)2025年9月20日に第2子を出産し、育児休業取得対象の第2子が2027年4月に保育園等に入園できず待機児童となる場合の第1子の在園期間について



● 入園後に出産して育児休業の取得と同時に退園する場合

新たに生まれたお子さんの育児休業取得に伴い在園児が退園し、翌年度またはそれ以降の4月入園申請をすると、在園していたお子さんには「優先入所」が適用されます。ただし、退園して6か月以上経過していることが条件です。➡P.44

(5)家庭状況調査

保育園等に入園されている方を対象に、在園の要件を満たしているかどうか確認をするため「家庭状況調査」を実施します。調査の結果、在園の要件に該当しないことが判明した場合、または期日までに申請されない場合は保育園等を退園となります。

また、勤務先、住所、氏名、家族構成などに変更が生じた場合は、必ず保育・幼稚園課までお申し出ください。詳細については、入園後に案内される「在園のしおり」をご確認ください。

(6)解除(退園)

次の場合には、お子さんは退園となります。

1. 保護者に、お子さんの保育を必要とする事由がなくなったとき
2. お子さんが、疾病等により集団保育を受けられなくなったとき
3. 町田市外へ引越しをしたとき(転出先の自治体を通じて引き続き通園できる場合もあります)
4. 1か月以上保育園等を休むとき、または登園日数が著しく少ない月が2か月続いたとき
5. 入園申込み事項及び支給認定の事項に不正な事実があったとき
6. 家庭状況調査の申請がされず、保育の必要性の確認ができないとき
7. お子さんが、小学校に就学したとき

4. 保育料と給食費について

東京都内在住の方の保育料については、2025年9月から年齢、所得にかかわらず無償となりました。東京都外から町田市内の保育園等を利用される方は、お住まいの市区町村が定める保育料を負担していただく必要があります。

3歳児クラス以上の給食費は、施設の類型を問わず、無償化の対象から除外され、在籍している施設等が徴収します。金額は園ごとに異なりますので、各園にお問合せください。

(1) 給食費のお支払について

3～5歳児クラスの給食費は、在籍園に直接お支払いいただくこととなります。給食費は、食材の費用を勘案して各園が設定します。各園では、子どもの成長や発達に応じて、栄養面、健康増進、食育等の観点から、給食の提供に関する様々な工夫を日々行っております。給食費は、期限までに在籍している園にお支払いいただきますようお願いいたします。お支払いいただく給食費は、主食費(米・パン・麺など)と副食費(おかず、おやつ等の主食費以外すべて)の食材に係る費用分です。支払方法等については、各施設にお問合せください。

※0～2歳児クラスについては、給食費は保育料に含まれており、東京都内在住の方は、給食費を含めて無償となります。

●給食費の負担軽減制度

以下のお子さんは、給食費のお支払が免除されます。対象となる世帯へは、町田市が通知にてお知らせします。

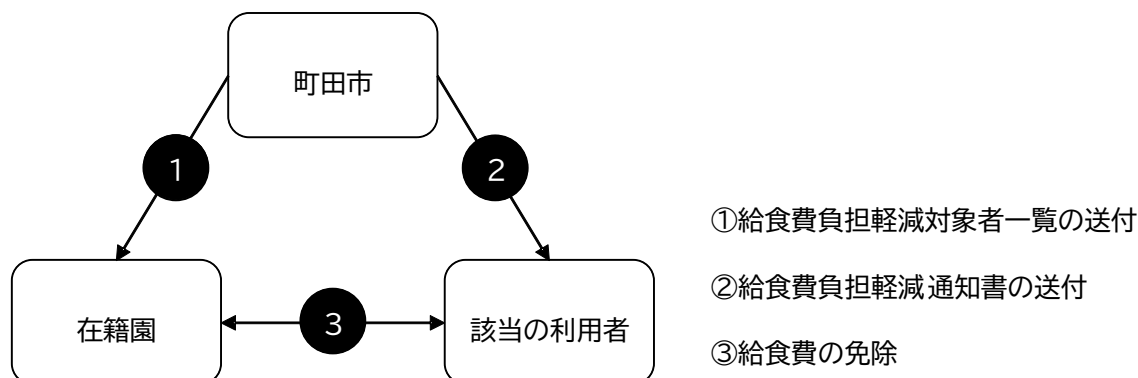
給食費負担軽減対象児童	① 世帯年収約360万円※ ¹ 未満相当の世帯の児童 ② 国基準きょうだいカウント※ ² で第3子として認定される児童
-------------	--

※¹ 住民税所得割合算額57,700円未満、ひとり親世帯等は77,101円未満の世帯です(1号児の場合は一律で77,101円未満の世帯です)。

※² 小学校就学前までのお子さん(1号児については小学校3年生以下)で、P.32の対象施設に在籍しているお子さんの数でカウントします。

※ 対象者の決定は、住民税所得割額の保護者の合算額や国基準のきょうだいカウント方法等を用いて決定されます。そのため、転入者や住民税未申告の方については、別途課税証明書等の税書類をご提出いただく場合があります。

※ また、修正申告等によって給食費の負担軽減対象ではなくなる場合は、年度当初に遡って給食費をお支払いいただく場合があります。逆に、修正申告等によって給食費の負担軽減対象者に該当する場合は、一度お支払いいただいた給食費をお返することとなります。



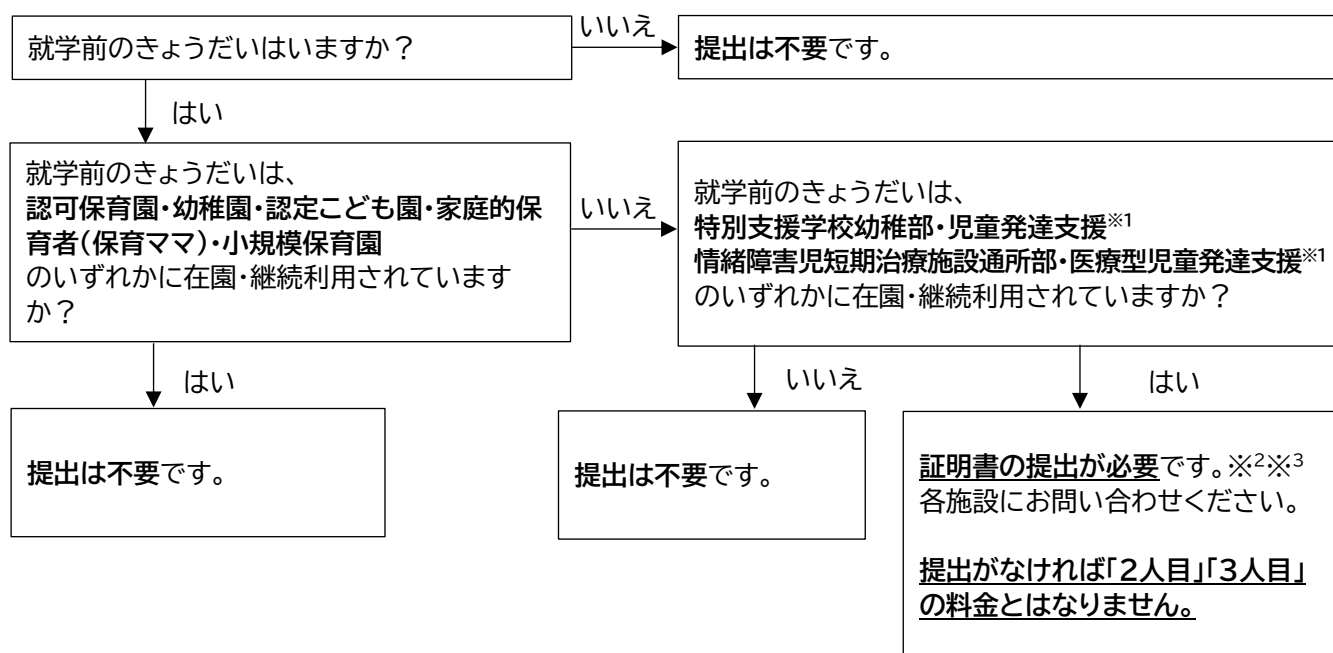
(2)就学前のきょうだいが保育園等に在籍している場合の給食費の負担軽減

同一世帯で2人以上認可保育園等に在籍している場合、または保育園等に在籍しているお子さんより年齢の高い就学前のお子さんが下記に該当する施設に在園・継続利用されている場合は、該当施設に在園・継続利用中のお子さんを合わせて年齢の高い順に数え、「3人目」以上のお子さんについて給食費の負担の軽減を適用します。

軽減適用には、対象施設に在籍しているお子さんの「在園・継続利用証明書」の提出が必要な場合があります。提出が必要なお子さんについては、以下のフローチャートで確認してください。

【対象施設】

認可保育園 幼稚園 認定こども園 家庭的保育者(保育ママ) 小規模保育園
特別支援学校幼稚部 児童発達支援 情緒障害児短期治療施設通所部 児童発達支援
医療型児童発達支援



・負担軽減の対象となるのは3歳児から5歳児クラスのお子さんです。

※1 児童発達支援、医療型児童発達支援については、おおむね週1回以上かつ3ヶ月以上継続して利用していることが要件となります。

※2 在園・継続利用証明書は、まちだ子育てサイトよりダウンロードしていただくか、町田市内の各保育園等にて配付しています。

※3 在園・継続利用証明書は毎年度、提出が必要です。

5. 在園中に利用できる保育サービス

(1)延長保育 ※利用料金がかかります。

①延長保育時間

- 「保育標準時間」区分の方は、11時間を超える時間から対象となります。終了時間は園によって異なります。
- 「保育短時間」区分の方は、8時間を超える時間から対象となります。開始時間、終了時間は園によって異なります。
- 延長保育時間については、各保育園等に確認の上、園と相談してください。

②延長保育料の減免制度について

- 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の場合は、申請により延長保育料を減免する制度があります。
- 減免を受けるには事前に申請手続きが必要です。「延長保育料軽減通知書」を持参し、保育園等で申請してください。
- 減免の上限額があります。
- 減免の申請は毎年必要です。詳しくは保育園等にお問い合わせください。

	延長保育を18時まで利用する場合	延長保育を18時以降も利用する場合
保育短時間 (8時間)	減免の対象になります	減免の対象になりません (18時以降は通常の延長保育料がかかります)
保育標準時間 (11時間)	—	減免の対象になります

③延長保育料の納入方法

各保育園等に納入してください。

(2)休日保育



- 申請方法、申請書、注意点等については、まちだ子育てサイトをご確認ください。

日曜日や祝日に月曜日から土曜日までの在籍園でのお休みに変えて利用できる制度です。ただし、保育を必要とする理由が平日と同じ場合のみ利用ができます。

休日保育を実施する保育園は、在籍されている保育園とは違い、普段のお子さんの様子などを把握できないため、より慎重にお預かりしています。実施園の利用が初めての場合及び利用予定日から遡って1年以上実施園を利用していない場合は事前面談を受ける必要があります。事前面談を受けていない場合は休日保育を利用できません。

また、定員を超えて申請があった場合は、選考となりますので、ご利用いただけない場合があります。

● 実施概要

実施園	アスク木曽西保育園	たけとんぼ保育園
住 所	町田市木曽西 3-18-2	町田市森野 2-24-15
対 象	町田市民で認可保育園、認定こども園、小規模保育園、家庭的保育者(保育ママ)に在籍していて2・3号認定を受けているお子さん	
対象年齢	クラス年齢1歳～5歳	クラス年齢0歳～5歳 (0歳児は生後 20 週かつ入園月の翌月から利用登録可※)
定 員	10 名 (以下、内訳) ・1～2歳:5名 ・3～5歳:5名	10 名(以下、内訳) ・0～2歳:5名(内0歳は2名まで) ・3～5歳:5名
保育時間	午前7時～午後6時(延長保育は原則実施しておりません)	
給 食	実施(アレルギーのある方は各施設に相談してください)	

※4月に入園する0歳児は原則5月第3日曜日から利用可となります。

※年未年始(12月29日～1月3日)は実施していません。

(3)年未保育 ※利用料金がかかります

● 実施概要

実施園	市立町田保育園	
住 所	町田市原町田6-26-15	
対 象	町田市に住民登録があり、12 月 29 日、30 日に保護者が就労するために保育を必要とする場合(町田市外に在住でも、町田市内の保育園等の在園児は利用できます)	
対象年齢	12 月1日時点で満6か月から就学前までのお子さん	
保育時間	午前 7 時～午後 7 時の間で保護者の方の就労時間(通勤時間含む)	

※ 申請方法等については、まちだ子育てサイトをご確認ください。

※ 問い合わせ先:子育て推進課事業係 042-724-4468

(4)病児保育 ※利用料金がかかります

病気にかかっているお子さんを医師の指示に基づき、医療機関に併設された専用施設で一時的に預かり保育をします。

利用する場合は、事前に施設で利用登録が必要です。また、利用時は併設の医療機関での診察・医師が発行する「診療情報提供書(紹介状)」・「病児・病後児保育事業主治医指示書」のいずれかが必要です。(各書式は、各施設でご用意しています。)

● 実施概要

実施施設	はやしクリニックキッズ・ケアルーム(はやしクリニック併設)	病児保育室おおきな樹(稲垣耳鼻咽喉科医院併設)	南町田病児保育室じんべえ(南町田こどもクリニック併設)
住所	町田市忠生2-29-20	町田市原町田6-22-15	町田市鶴間3-2-3
電話番号	042-793-3722	042-794-7954	042-796-2200
対象	市内または広域連携市在住で生後4か月から小学校3年生までのお子さん	市内または広域連携市在住で1歳から小学校3年生までのお子さん	市内または広域連携市在住で生後6か月から小学校3年生までのお子さん
保育時間	午前8時30分～午後5時30分	午前8時30分～午後5時30分	午前8時30分～午後5時30分
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)

※利用については各施設へご相談ください。

※「はやしクリニックキッズ・ケアルーム」では病後児もご利用できます。

※問い合わせ先:子育て推進課事業係 042-724-4468

(5)病後児保育 ※利用料金がかかります

病気の「回復期」にあり、医療機関による治療の必要はないが、安静の必要があるお子さんを保育園に併設した専用の施設で一時的に預かり保育をします。

利用する場合は、施設で事前に利用登録が必要です。また、利用時には医師が発行する「病児・病後児保育事業主治医指示書」が必要です。(書式は各施設でご用意しています。)

● 実施概要

実施施設	ききょう保育園 病後児保育室「ひまわり」	小野路保育園第一分園 病後児保育室「つくし組」	高ヶ坂ふたば保育園 病後児保育室「こすもす」	かえで保育園 病後児保育室「れんげ」
住所	町田市鶴川1-16-7	町田市野津田町1084-1	町田市高ヶ坂7-26-6	町田市小山町775
電話番号	042-735-2242	042-708-0231	042-720-8216	042-798-0511
対象	市内在住で、1歳から小学校3年生までのお子さん			
保育時間	午前7時30分～午後6時			
休日	日曜日・祝日・年末年始など(施設にご確認ください)			

※利用については各施設へご相談ください。

● 病児・病後児保育の広域連携施設について

町田市と八王子市、相模原市および川崎市は、病児・病後児保育の相互利用協定を締結しています。町田市民の方も下記の施設の利用ができます。

		実施施設	住 所	電話番号
病児 保育	八王子市	ほりのうちキッズガーデン	八王子市別所2-2-1-102	042-670-2016
		みなみ野こどもクリニック 病児保育室む〜みんルーム	八王子市西片倉3-1-6 第2みなみ野クリニックセンター3階	090-5801-5151
		病児保育室「はる」	八王子市散田町3-8-10 1階	042-663-0111
		ぽかぽか保育園 大和田	八王子市大和田町5-11-8	050-3822-2657
	相模原市	相模原協同病院 病児保育室「みどりっこ」	相模原市緑区橋本台4-3-1	042-713-3745
		北里キッズケアルーム 「ひまわり」	相模原市南区北里1-15-1 北里大学病院東館地下1階	042-778-7815
	川崎市	エンゼル麻生	川崎市麻生区栗木台1-2-5	044-455-5473
		エンゼル中原	川崎市中原区新城3-5-1 新城中島ビル304	044-872-9137
		エンゼル宮前	川崎市宮前区土橋7-25-15	044-789-9117
		エンゼル川崎	川崎市川崎区藤崎1-1-3 富有レジデンス1階	044-201-6937
病後児 保育	八王子市	からまつキッズウイングルーム	八王子市川口町1543	042-654-8157
	相模原市	病後児保育センター 「ぽっかぽか」	相模原市中央区淵野辺3-7-20 藤原ビル1階	042-704-1300
	川崎市	エンゼル幸	川崎市幸区柳町55-3	044-555-6741
		エンゼル高津	川崎市高津区二子5-1-5 すこやか高津保育園併設	044-833-8872
		エンゼル多摩	川崎市多摩区中野島3-15-10	044-922-8724

※利用については、各施設へご相談ください。

※問い合わせ先:子育て推進課事業係 042-724-4468

6. 認可外保育施設等について

(1) 認証保育所

都市型のニーズに対応した東京都独自の施設です。対象は、原則として市内在住で生後8週間すぎ～就学前のお子さんです。お問い合わせ・申請は各認証保育所まで直接お願いいたします。

種 別	施設名	定 員	電 話	住 所
認証保育所	町田多摩境雲母保育園	40名	042-703-7985	町田市小山ヶ丘3-28 アパガーデンパレス多摩境 1階
	都市型保育園 ポプラー東京成瀬園	74名	042-710-5150	町田市南成瀬1-3-5 そうてつローゼン成瀬SC アネックスビル 2階
	ポピンズナーサリー スクール南町田	34名	042-788-2107	南町田5-14-4 ガーデンセシア内プラザ 2階
	木下の保育園 鶴川	21名	042-708-1451	能ヶ谷1-6-2 小田急マルシェ鶴川3 2階

● 町田市認証保育所入所児童保護者補助金

町田市内在住で、上記の認証保育所にお子さんを預けている場合、保護者の経済的負担の軽減を図るために、児童1人につき補助があります。

詳細は、子ども総務課手当・医療費助成係 042-724-2139までお問い合わせください。

(2) 企業主導型保育

企業で働く従業員に、働き方に応じた保育サービスを提供する施設です。施設によっては従業員以外の利用枠があります。申請等については各保育施設へ直接ご相談ください。

(3) 一時保育

※詳しくはまちだ子育てサイト「一時保育」をご覧ください。



以下のような場合に、お子さんを一時的に保育園等でお預かりする制度です。

1. リフレッシュタイムがほしいとき
2. 冠婚葬祭などで急な用事が入ったとき
3. 仕事をしている間預けたいとき
4. 家族が入院、通院、介護等で家庭での保育ができないとき

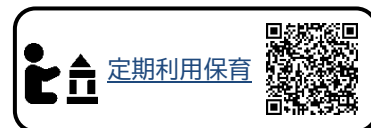
● 原則、町田市内在住で、生後8週間すぎから就学前の認可保育園等に入園していないお子さんが対象です。利用年齢は各園によって異なりますので、詳細は実施園にお問い合わせください。

● 利用できる日数は、原則週3日以内です。

● 事前に利用登録と利用日の予約が必要です。各園の利用状況により、受け入れが難しい場合がありますので、ご了承ください。詳細については、各保育園等へお問い合わせください。

(4) 定期利用保育

※詳しくはまちだ子育てサイト「定期利用保育」をご覧ください。



就労・就学・通院・ボランティア等により、お子さんの保育ができず、継続して2ヶ月以上の利用が見込まれる場合に、保育園等にお子さんを預けることができる制度です。以下の形態で利用ができます。

1. 週5日4時間未満利用(3歳未満は6時間まで)
2. 週1日利用
3. 週2日利用
4. 週3～5日利用(2・3号認定を受けている方のみ)

- 原則、町田市内在住で、生後8週間すぎから就学前の認可保育園等に入園していないお子さんが対象です。利用年齢は各園によって異なりますので、詳細は実施園にお問い合わせください。
- 事前に利用登録と利用日の予約が必要です。各園の利用状況により、受け入れが難しい場合がありますので、ご了承ください。詳細は、実施園にお問い合わせください。

(5) 幼稚園一時預かり事業における2歳児の定期利用

保育の必要性を認められた3号認定のお子さんのうち、満2歳のお子さんを幼稚園に預けることができる制度です。

- 認可保育園・認定こども園等に入園していないお子さんが対象です。
- 事前に利用申込が必要です。各園の利用状況により、受け入れが難しい場合がありますので、ご了承ください。詳細は、実施園にお問い合わせください。

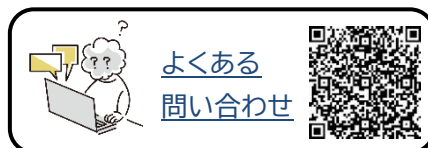
● 実施概要

実施園	住 所	電話番号	定 員	預かり実施日	預かり時間
たちはな幼稚園	高ヶ坂6-29-1	042-726-4984	22名	月曜日～金曜日	7:30～18:30
桜美林幼稚園	常盤町3613-3	042-797-0796	6名	月曜日～金曜日	7:30～18:00

7. よくあるお問い合わせ

●まちだ子育てサイトに、よくあるお問い合わせをまとめています。

※下記の内容は、まちだ子育てサイトに掲載しているお問い合わせの一部です。



●保育施設の選び方

- ・認定こども園(1号認定希望)と認定こども園(2号認定希望の3～5歳児)の併願はできますか。

●見学の進め方

- ・見学の際、何をみればいいですか。

●点数(選考指数)・選考方法

- ・就労による選考指数の決定にあたり、休憩時間や残業時間は就労時間に含めますか。
- ・申請をされていて待機している期間が長ければ優先順位は高くなりますか。
- ・他の保育施設の利用実績がありますが、どんな場合に調整指数は適用されますか。

●町田市外から町田市への申請

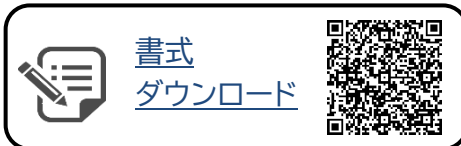
- ・必要書類は町田市民と同じですか。
- ・どこで申請すればいいですか。

●町田市から町田市外への申請

- ・入園を希望する保育園等に町田市以外の自治体の保育園等を入れることはできますか。
- ・どこで申請すればいいですか。

8. 各種書式等

●まちだ子育てサイトからダウンロードできる書式です。



番号	書式名称	まちだ子育て サイトからオン ライン申請可※
【1-1】	2026年度町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼 保育の利用申込書	○
【1-2】	2026年度町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届	○
【1-3】	町田市子ども・子育て支援法に基づく認定証再交付申請書	○
【1-4】	2026年度保育の利用申込みに関する同意書(保育・幼稚園課提出用)	
【1-5】	就労証明書(PDF版/Excel版)	
【1-6】	スケジュール表	
【1-7】	保育所等入所希望変更届	○
【1-8】	町田市保育の利用保留通知書(保育所等入所待機証明書)発行依頼書	○
【1-9】	町田市保育の利用申込書取下げ届	○
【1-10】	町田市保育所等入所辞退届	○
【1-11】	町田市保育所等退所届	○
【1-12】	産前産後休暇・育児休業復帰証明書	
【1-13】	海外居住者用収入申告書	
【1-14】	町田市送迎保育ステーション利用申込書	○
【1-15】	在園・継続利用証明書(給食費の負担軽減のための対象施設利用届用)	
【1-16】	利用者負担額等(保育料)領収証書発行申請書	○
【1-17】	利用者負担額等(保育料)決定通知再発行依頼書	○
【1-18】	同居(居住)についての同意書	
【1-19】	軽減通知再発行依頼書	○
【1-20】	郵便申請票	
【1-21】	疾病・障がいに関する現況届	○
【1-22】	介護・看護に関する現況届	○

2026年度 保育の利用申込みに関する同意書

全ての事項をよくお読みの上、署名をお願いします。

保護者控用

	確 認 項 目
①	内定した保育所等へ市が把握している児童の状況や保育要件や利用者負担額等の情報提供をすることに同意します。
②	入園のしおりを読み、内容について了解しました。
③	【保育所等申請について】 - 申込書や申請書類の記載内容が事実と異なる場合、または虚偽の申請がわかった場合は、入所内定や入所の取消し及び退所となることに異議はありません。 - 入所選考は、締切日までに申請された内容で選考します。 - 保育を必要とすることを証明した関係書類の内容について、証明先へ確認する場合があります。 - 保育を必要とすることを証明した書類の提出がない場合や、有効期間が過ぎた書類が提出された場合、「求職活動」で選考します。 入園内定時及び直後の退職、転職及び就労日数、時間の減少は再選考となり、内定取消しになる可能性があります。
④	【希望保育所等について】 - 見学済み、または今後見学予定です。 - 入りたい順番で書いてあります。(希望順位は、選考に影響しません。) - 通えない保育所等は希望しません。 - 希望保育所等の受入れ年齢、開園時間、延長保育時間等を確認しました。 - 低年齢児のみの保育所等に入所後、3歳児以降も保育が必要な場合、改めて保育の利用を申請します。
⑤	【認定こども園を申請する方へ】 - 認定こども園を第一希望とする3～5歳児の児童は、直接認定こども園に申請します。 - 選考方法や保育料の納付については、認可保育所と異なります。 - 認定こども園の見学、徴収金の確認をしました。
⑥	【家庭的保育者(保育ママ)を申請する方へ】 - 申請する児童を連れて保育室の見学をしました。 3歳児以降も保育が必要な場合は、改めて保育の利用を申請します。
⑦	【申請の有効期間について】 - 今回の保育の利用申込書の有効期間は、原則として2026年度中(2027年3月まで)です。 - 有効期間内に保育所等の希望がなくなった場合は、利用申込書取下げ届の申請が別途必要です。 2027年度分(2027年4月以降分)は新たに保育の利用申請を行う必要があります。
⑧	【お子さんの健康等の状態について】 - お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がいなどがある場合は、必ず、<u>事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、入所希望保育所等をお子さんと一緒に見学し、受入れ状況を確認してください。</u>(見学された保育所等への優先入所をお約束するものではありません。) - お子さんの身体や発達に関する事柄で、利用開始後に判明した症状については、<u>医療機関の受診や相談機関での相談をしていただき、必要な手続きを取っていただくことになります。</u>(状態によっては退所していただく場合もあります。)
⑨	【育児休業中で申請する方】 2026年度 町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼保育の利用申込書の「育児休業から復帰する場合について」において、 a「早く職場に復帰したいので、入所が承認されれば、直ちに育児休業から復帰する」を選択した方 - 入所月の末日までに職場へ復帰します。 - 入所月の末日までに復帰できず、勤務の実績が確認できない場合は、退所となることに異議はありません。 - 職場復帰の翌月に就労実績の入った復帰証明書を提出します。 b「育児休業の延長が可能な(または検討できる)ため、他の申込者を優先して選考することに同意する」を選択した方 - 募集人数や他の申込者の状況によっては、希望入所月に保育所等への入所が内定する可能性があることを理解しています。 - 育児休業を延長せず職場復帰が必要な状況になった場合には、改めて利用申請を行い、本同意書を提出した申請書は取り下げになることに同意します。 - 育児休業を取得している雇用先を退職する場合は速やかに申し出ます。 どちらも選択していない場合は、aを選択したものとして選考を受けることに同意します。

<裏面も必ずご確認ください>

	確 認 項 目
⑩	【保育施設等に勤務し、加点つきの申請の方】 ・資格取得予定だったが、資格を取得できなかった場合、または保育施設等に就労しなかった場合は加点が無効となり、再度選考することに異議はありません。
⑪	【求職中で申請する方】 ・入所承認期間は3か月です。 ・期限までに最低要件を満たす就労が確認できない場合は、退所となることに異議はありません。
⑫	【転所(転園)での申請について】 ・転所が内定した場合、年度途中でも転所します。 ・転所しない場合は在園中の保育所等は退所となることに異議はありません。
⑬	【退所となる場合について】 次のような場合にも退所となることに異議はありません。 ・保護者の方が、お子さんの保育を必要とする事由がなくなった場合。 ・お子さんが疾病などで集団生活に堪えられない場合。 ・町田市外へ転出した場合。(ただし、所定の手続きにより、引き続き通所できる場合もあります。) ・1か月以上保育所等の通所がない場合。又は登園日数が著しく少ない月が2か月続いた場合。 ・入所申請事項及び支給認定の事項に不正な事実があった場合。 ・家庭状況調査が申請されず、保育を必要とする事由が確認できない場合。 ・お子さんが小学校に就学したとき。
⑭	【支給認定証について】 ・支給認定証は、申請受付から原則30日以内に交付します。ただし、4月は申請件数が多く、認定事務が集中するため、認定証は3月頃交付の予定です。 ・「求職活動」で選考した場合は、原則として「求職活動」の認定証を送付します。

町田市では、多くの待機児童がいる状況を鑑み、場合によっては、退所という厳しい対応をしております。個人的な事情には配慮できかねる場合もありますので、十分ご承知おきください。
 また、ご家庭の状況等に変更が発生する場合は、速やかに保育・幼稚園課までご連絡ください。

確認項目について、全て同意の上で申請します。

年 月 日

保護者署名

◎町田市外から申請する方は、以下の内容も確認・署名をお願いします。

①	【保育所等申請について】 「町田市に転入予定のある方」と「町田市に転入予定のない方」で申請先が異なります。
②	【町田市に転入予定のある方】 ・町田市の申請締切日を事前に確認のうえ、締切日に間に合うように、お住いの市区町村を通さず、 <u>直接町田市に申請</u> が必要です。 ・入所希望月の前月末までに町田市へ転入することが確認できる書類が添付されていない場合は、転入予定のない方と同じ市外者として選考します。4月の入園を希望される場合、一次選考の対象にはならず二次選考で町田市民の選考後に空きが生じたときに選考の対象になります。 ・転入後、再度町田市での申請が必要です。町田市への住民票の異動と町田市での申請をしない場合は、内定された際も入所内定は取消しになります。
③	【町田市に転入予定のない方】 ・町田市の申請締切日を事前に確認のうえ、締切日に間に合うように <u>住民登録のある市区町村で申請</u> が必要です。 ・町田市民の選考後の対象になります。

確認項目について、全て同意の上で申請します。

年 月 日

保護者署名

9. 町田市保育所等入所選考基準表

別表第1(第8、第9関係)

入所要件:保護者が月12日、一日4時間以上児童の保育を必要とする場合					指数
類 型		細 目			
I	就 労	1	月20日以上	8時間以上の就労を常態	10
				6時間以上8時間未満の就労を常態	9
				4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		2	月16日以上 19日以下	8時間以上の就労を常態	9
				6時間以上8時間未満の就労を常態	8
				4時間以上6時間未満の就労を常態	7
		3	月12日以上 15日以下	8時間以上の就労を常態	8
				6時間以上8時間未満の就労を常態	7
				4時間以上6時間未満の就労を常態	6
II	就 労	4	内 職	月12日以上4時間以上の就労を常態	5
III	出 産	1	出 産		8
IV	疾病、負傷 又は 心身障がい	1	入 院		10
		2	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1級 常時病臥又は日常生活に介助が必要な場合		10
		3	日常生活を極度に制約されると認められる場合		9
		4	身体障害者手帳3級、愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳2級 日常生活を著しく制約されると認められる場合		8
V	介護又は看護	5	身体障害者手帳4級、愛の手帳4度又は精神障害者保健福祉手帳3級 2から4までに掲げるもの以外の長期療養		7
		1	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級又は要介護4・5である者等の常時 観察又は付添看護(介護)が必要と認められる場合		10
		2	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級又は要介護4・5である者等の一部 看護(介護)が必要と認められる場合 身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、精神障害者保健福祉手帳2級又は要介護2・3である者等の常時観察 又は付添看護(介護)が必要と認められる場合		9
		3	身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、精神障害者保健福祉手帳2級又は要介護2・3である者等の一部看護 (介護)が必要と認められる場合		8
VI	災害	4	1から3までに掲げるもののほか、看護(介護)が必要と認められる場合		6
		1	火災等による家屋の損傷その他災害の復旧のため、現に保育を必要とする場合		10
		1	就労先を探すため、保育を必要とする場合		4
		1	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校又は各種学校その他これらに準ずる教育施設 に通学している場合		8
VIII	就 学	2	公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校その他の職業訓練施設に通所している場合		
		2	1に掲げるものに準ずる教育、職業訓練等を受けるため、保育を必要とする場合		6
IX	不存在	1	死別、離婚、行方不明、拘禁又は未婚		10

備考

- 1 選考指数は、本表による指数に次表による調整指数を加減したものとする。
- 2 就労時間は、事業所等において、就労時間として定められた時間とし、休憩時間(1時間を上限とする。)を含めるものとする。ただし、就労時間が不確定なものについては、就労実態を把握の上、就労時間の認定を行うものとする。

別表第2(第9関係)

調整指数

項 目		細 目		指数
母 又 は 父 の 状 況	就労	ア	週3日相当の労働以外に週2日相当の別の要件がある場合	+1
		イ	申込書の受付期間後に就労を開始すること又は就労日数若しくは就労時間が増加することが決定している場合	-2
		ウ	就労実績が入所選考基準表の類型ごとに同表の細目欄に定める就労日数又は就労時間に満たない場合	-1
		エ	配偶者又は祖父若しくは祖母が経営している事業所に勤務している場合	-1
		オ	保育士又は看護師若しくは幼稚園教諭の免許を有する者であって、市内の保育所等、幼稚園、認証保育所、企業主導型保育事業に就労(内定を含む)し保育に従事しているものが入所(転所を除く。)の申込みをする場合	+2
世 帯 の 状 況	両親不存在		カ 養育家庭を含む。	+3
	ひとり親		キ	+2
	兄弟姉妹の状況		ク 申込児童の兄弟姉妹が在所する保育所等に転所の申込みをする場合	+2
	生活保護世帯、市民税非課税世帯等		ケ	+1
	保護者疾病又は障がい		コ 保護者が常時病臥し、又は精神性若しくは感染性の傷病で療養している場合	+1
	複数介護又は看護		サ 申込児童を除き介護又は看護を必要とする者が2人以上いる場合	+1
	削除		シ	
	削除		ス	
	育児休業復帰者	セ	以下の条件をすべて満たす場合 1. 認可保育所等に在所していない児童を養育するため、育児休業を取得したこと 2. 上記の育児休業取得に伴い、すでに在所している児童が退所したこと 3. 退所した児童について、退所した月の翌月から起算して6月を経過した月以後に、改めて年度当初からの入所の申込みをすること ※退所した児童についてのみ適用する	優先入所
		ソ	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令に規定する育児休業を取得し、その後同一職場に復帰する場合	+1
	他の保育施設利用者		タ 以下の条件をすべて満たす場合 1. 保護者に入所要件を満たす就労又はこれに代わる要件の実績が引き続き2か月以上あること 2. 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する認証保育所その他の都道府県知事に届出をしている認可外保育所等の有償保育施設に2か月以上前から申込児童を預託していること	+1
	生計維持者の求職		チ 生計維持者が求職中の場合	+1
	削除		ツ	
	削除		テ	
	同居の祖父 母等の状況	60歳未満	ト 保育の必要性を確認する書類が提出されない場合	-1
		削除	ナ	
	保育料の滞納		ニ 正当な理由がなく保育料を滞納している場合	-5
	市外在住者(転入予定者を除く。)	又	市内に在勤し、又は在学している場合	-5
		ネ		-10
	多胎児		ノ 多胎児が入所(転所を除く。)の申込みをする場合	+1
	その他の調整		ワ	+1

備考

- 1 細目アは、入所選考基準表の別表第1の類型Ⅰに該当し、かつ、同表別表第1の類型Ⅴ又は類型Ⅷに規定するものに該当する場合に適用する。
- 2 細目イは、入所選考基準表の別表第1の類型Ⅰに該当する場合に適用する。ただし、細目オを適用する場合については、適用しない。
- 3 細目ウは、入所選考基準表の別表第1の類型Ⅰに該当する場合に適用する。ただし、申込書の受付期間において産前産後休業、育児休業若しくは介護休業を取得している者又は疾病、負傷等により休職している者で、職場に復帰できる日が入所日の属する月の末日以前であるものには、適用しない。
- 4 細目エは、入所選考基準表の別表第1の類型Ⅰに該当し、保育所等の利用者負担額の算定に係る年度分の市区町村民税の所得割額が課税されている場合には、適用しない。
- 5 細目オは、入所選考基準表の別表第1の類型Ⅰに該当し、かつ、細目オに規定する保育所等における母又は父の就労時間が、1日に6時間以上で1月に20日以上の場合又は1日に8時間以上で1月に16日以上の場合に適用する。ただし、母及び父のいずれもが細目オに該当する場合においては、母又は父のいずれかのみに適用する。
- 6 細目カの養育家庭とは、東京都養育家庭制度実施要綱(昭和47年4月1日47民事育第815号)に規定する養育家庭をいう。
- 7 細目キは、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (1) 配偶者と離婚し、又は死別した者
 - (2) 入所申込みの締切日において、配偶者が3か月以上拘禁され、又は生死が不明である者
 - (3) 入所申込みの締切日において、配偶者から3か月以上遺棄されている者
 - (4) 婚姻によらないで母となった者
 - (5) 入所申込みの締切日において、離婚を前提に3か月以上配偶者と別居している者又は離婚を前提に配偶者と別居し、かつ、家庭裁判所に離婚調停の申立てをしている者
- 8 細目ケは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (1) 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年3月町田市条例第16号。以下「条例」という。)別表に規定するA階層又はB階層
 - (2) 両親不存在
- 9 細目クは、当該申込児童に限り適用する。
- 10 細目セの優先入所とは、保育所等が受け入れ可能なときに選考指数とは別に優先して配慮することをいう。
- 11 細目ソは、細目タに該当する場合を除く。
- 12 細目チは、細目ケに該当する場合を除く。
- 13 細目チの生計維持者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 父又は母のうちいずれか保育所等の利用者負担額の算出に用いる年度分の市区町村民税の所得割が高い者
 - (2) 前号に掲げる者が入所選考基準表の別表第1の類型Ⅳ等に該当することとなったため、現に生計を維持している父又は母
- 14 細目ネは、細目ヌに該当しない場合に適用する。
- 15 細目ノは、同時に利用を希望し、申し込みする場合のみに適用する。また、多胎児以外の同一のクラス年齢に該当する兄弟姉妹にも適用する。

別表第3(第10関係)

選考指数が同数の場合の基準

適用順序	基準
1	入所選考基準表における保護者の指数が高い者の順
2	入所選考基準表における母親の指数が高い者の順
3	入所選考基準表における母親の類型番号による次に掲げる順
	(1) IX不存在
	(2) IV疾病、負傷又は心身障がい
	(3) VI災害
	(4) I 就労
	(5) 削除
	(6) V介護又は看護
	(7) III出産
	(8) II 就労
	(9) VII求職
	(10) VIII就学
4	入所選考基準表における母親の細目番号が小さい者の順
5	削除
6	申込児童の兄弟姉妹が在所する保育所等に入所(転所を除く。)を申し込む者
7	同一の選考において同じ入所日を希望する複数の申込児童の入所を申し込む者
8	条例別表に規定するA階層の者
9	条例別表に規定するB階層又は両親不存在の者
10	保育所等の利用者負担額の算定に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が低い者の順
11	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要とすると認められる者

備考 選考指数が同数のときは、順位が決まるまで、上記の基準を番号順に当てはめて選考する。

適用順序7において、「同一の選考」と見なされないものについては、4月1次選考と2次選考、特別選考(実施する場合)と通常選考などが該当する

10. 認可保育施設一覧

認可保育園一覧



各施設の詳細は、まちだ子育てサイト及び各施設のホームページにてご確認ください。
※分園は独立した保育園ではなく本園の一部ですが、本園とは別の場所で運営する施設です。➡P.54

認可保育園

地域	保育園名	所在地 電話番号	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
界 地 域	市立こうさぎ保育園	相原町792 042-772-3034	96	6	10	12	20	23	25	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	クローバー保育園	相原町3338-1 042-782-4401	84	9	12	15	16	16	16	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	かえで保育園	小山町775 042-798-0511	100	12	16	18	18	18	18	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	小山保育園	小山町954 042-797-3042	140	15	25	25	25	25	25	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	多摩境敬愛保育園	小山町4464 042-775-1470	80	9	10	12	16	16	17	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	サンフィール保育園本園	小山町4604-2 042-700-8852	124	6	14	20	28	28	28	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	サンフィール保育園分園	小山町3166-1 042-775-6300	16	3歳児以降も保育が必要 な場合は、改めて申請が 必要です (P.54参照)		8	申請不要 サンフィール本園 に継続して在園			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	もみの木保育園	小山ヶ丘1-3-2 042-860-0515	100	6	14	20	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	敬愛桃の実保育園	小山ヶ丘3-28 042-770-1113	30	6	12	12	3歳児以降も保育が必要 な場合は、改めて申請が 必要です (P.54参照)			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	かりん保育園	小山ヶ丘1-10-2 042-860-0250	90	6	15	15	18	18	18	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
忠 生 地 域	桜台保育園	小山田桜台1-18 042-797-5131	88	9	13	15	17	17	17	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	ひかりの子保育園本園	木曽西1-34-1 042-793-6836	106	3	7	24	24	24	24	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	ひかりの子保育園分園	木曽西3-9-7 042-793-1377	23	9	14	申請不要 ひかりの子本園 に継続して在園				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	アスク木曽西保育園	木曽西3-18-2 042-789-2320	50			10	10	10	10	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	第二わかくさ保育園	木曽西5-1-1 042-794-4666	53			7	10	12	12	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	すずらん保育園※	木曽東2-3-22 042-728-0270	30			6	6	6	6	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	すみれ保育園	木曽東2-8-1 042-723-3229	110	9	15	20	22	22	22	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	木曽保育園	木曽東4-13-7 042-792-0361	80	6	14	15	15	15	15	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	しぜんの国保育園	忠生2-5-3 042-793-4169	156	18	22	29	29	29	29	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00

※認可保育園「すずらん保育園」は、2029年度末(2030年3月31日)に閉園予定です。2026年度にすずらん保育園に入園される1歳児クラスのお子さんは、3歳児クラス以降転園していただくことになるため、改めて申請が必要です。

地域	保育園名	所在地	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
		電話番号										
忠生地域	子どもの森保育園	常盤町2970-1 042-798-7321	99	9	18	18	18	18	18	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	こっこのもり保育園	常盤町3028-3 042-797-0611	37	6	14	17	申請不要 子どもの森幼稚園 に継続して在園			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	町田ときわ保育園	常盤町3465-1 042-797-3345	110	9	15	20	22	22	22	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	まなざし保育園	根岸1-2-3 042-793-3216	110	12	18	20	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	市立山崎保育園	山崎1-2-14 042-792-0155	108	6	15	18	22	23	24	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	ユニケ保育園	山崎町457 042-791-0800	78	9	12	14	14	14	15	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	たかね第二保育園	山崎町1540-3 042-793-6736	131	16	23	23	23	23	23	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	たかね保育園	山崎町2160-4 042-791-2705	159	15	28	29	29	29	29	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	カナリヤ保育園	山崎町2130 042-794-6590	39		18	21	申請不要 カナリヤこども園 に継続して在園			7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	—
町田地域	玉川さくら保育園	玉川学園3-35-48 042-725-2166	67	9	10	12	12	12	12	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	未来保育CLUB	中町1-31-4 NTT町田ビル1F 042-729-8228	80	6	14	15	15	15	15	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	こひつじ保育園	原町田2-11-5 042-722-2672	115	9	17	20	23	23	23	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	なごみ第二保育園	原町田3-19-6 042-739-3753	100	6	14	20	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	なごみ保育園	原町田5-1-5 042-724-0753	87	6	15	15	17	17	17	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	太陽の子 町田駅前保育園	原町田6-17-8 クオーレ1F 042-709-7177	39	9	15	15	3歳児以降も保育が必要 な場合は、改めて申請が 必要です (P.54参照)			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	市立町田保育園	原町田6-26-15 042-722-2679	79	6	6	10	18	19	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 22:00
	赤ちゃんの家保育園	原町田6-27-10 042-726-9558	87	12	15	15	15	15	15	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	本町田わかさ保育園	本町田29-8 042-723-2789	70		10	15	15	15	15	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	わかば保育園	本町田2591-20 042-726-1007	105	9	16	20	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	草笛保育園	藤の台1-1-56 042-725-2652	120	9	15	22	23	25	26	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	開進こども保育園	本町田3350-38 042-711-6901	50		24	26	申請不要 開進幼稚園 に継続して在園			7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	—
	森野三丁目保育園	森野3-11-16 042-710-7888	66	6	12	12	12	12	12	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00

地域	保育園名	所在地	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
		電話番号										
町田 地域	もりの聖愛保育園	森野4-8-10 042-722-0352	100	10	16	17	19	19	19	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	光の森保育園	森野5-21-5 042-720-8423	100	6	14	20	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	まちっこ保育園	南大谷3-7-20 042-785-5650	96	9	15	18	18	18	18	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	まなびの森保育園 町田プチ・クレイシュ	原町田6-28-19 フジビル98 1F 042-727-9188	80	6	14	15	15	15	15	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
南 地 域	もりのおがわ保育園	小川1-11-2 042-788-7025	120	9	20	22	23	23	23	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	光の原保育園	南町田1-3-48 042-788-5381	100	6	14	20	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	こびとのもり保育園	小川6-1-32 042-850-5423	99	9	15	18	19	19	19	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	こばと保育園	金森6-37-18 042-796-3628	65	9	9	11	12	12	12	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	こうりん保育園	金森7-6-1 042-725-7070	77	9	13	13	13	13	16	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	市立金森保育園	金森東1-12-16 042-723-3664	98	6	13	15	20	21	23	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	ねむの木保育園	金森東3-17-25 042-706-0733	55	6	9	10	10	10	10	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	町田南保育園	金森東4-36-8 042-796-8346	110	12	14	18	22	22	22	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	高ヶ坂保育園	高ヶ坂6-2-10 042-727-2373	70	9	10	11	12	13	15	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	高ヶ坂ふたば保育園	高ヶ坂7-26-6 042-720-8215	75	9	11	13	14	14	14	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	成瀬くりの家保育園	成瀬1-5-1 042-710-8177	100	9	15	16	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	町田わかさ保育園本園	成瀬7-10-7 042-728-0288	167	12	16	31	36	36	36	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	町田わかさ保育園分園	南成瀬1-8-7 成和ビル 1F 042-850-9593	15	/	15	申請不要 町田わかさ本園 に継続して在園				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	成瀬南野保育園	成瀬が丘3-22-1 042-795-2101	80		10	12	15	17	17	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	田園保育園	南町田3-1-1 042-795-1081	68	/	12	14	14	14	14	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	ハッピードリーム鶴間本園	南町田4-22-7 042-796-3322	116		15	18	24	24	24	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	ハッピードリーム鶴間分園	南町田4-16-31 042-850-6068	26	6	10	10	ハッピードリーム鶴間本園 または南つくし野に継続し て在園※ ¹			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00

※1 記載のいずれかの園に継続して在園することが可能です。ただし、各園の希望者の人数等によっては、選考により希望順の低い園に進級することがあります。

地域	保育園名	所在地	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
		電話番号										
南 地 域	南つくし野保育園	南つくし野2-17-1 042-788-5228	99	12	15	15	19	19	19	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	レイモンド南町田保育園	鶴間8-4-30 クレインドビル 1F 042-706-9641	60	6	10	11	11	11	11	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	子どもの森南町田保育園	南町田4-29-12 042-850-6140	118	6	10	12	30	30	30	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	子どもの森 ゆうぱーく保育園	南町田4-33-1 042-850-7025	100	／	15	16	23	23	23	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	ベネッセ南町田グラン バーリーパーク保育園	鶴間3-3-7 ドレッセタワー南町田 グランバーリーパーク1F 042-788-6651	60		12	12	12	12	12	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	(仮)スターチャイルド 南町田ナーサリー	鶴間3-11-44 045-276-3244 (本社)	99		15	18	22	22	22	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
鶴 川 地 域	ぼっぼの森保育園	大蔵町408 042-860-1515	81	6	15	15	15	15	15	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	井の花保育園	大蔵町530-1 042-708-9541	53	／	7	10	12	12	12	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	市立大蔵保育園	大蔵町1984 042-735-3600	120		6	15	20	25	26	28	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
	つるかわ保育園	大蔵町2177-2 042-735-5562	120	10	16	22	24	24	24	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	小野路保育園本園	小野路町1416 042-735-2314	106	／	15	22	23	23	23	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	小野路保育園分園	野津田町1084-1 042-708-0231	21		16 ※ ²	5	申請不要 小野路本園 に継続して在園※ ³			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	ゆうき山保育園	金井ヶ丘1-10-24 042-737-7607	87	9	12	15	17	17	17	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	花の木保育園	真光寺3-1-6 042-734-6113	120	12	20	22	22	22	22	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	ききょう保育園	鶴川1-16-7 042-735-2242	80	11	13	14	14	14	14	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	みどりの森保育園	能ヶ谷4-7-19 042-708-8161	105	9	16	20	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	おひさま共同保育園	野津田町498-1 042-736-6648	54	／	10	11	11	11	11	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	東平しらゆり保育園	広袴町542 042-736-2276	100		9	14	17	20	20	20	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
	三輪保育園本園	三輪町1720-8 044-989-4639	8	8	申請不要 (1歳児)三輪分園 に継続して在園					7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	三輪保育園分園	三輪町1760-3 044-988-8287	19	／	19	申請不要 (2歳児以上)三輪あいこう に継続して在園				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	三輪あいこう保育園	三輪町82-7 044-987-9871	84		／	／	21	21	21	21	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30

※2 1歳児からは小野路本園と小野路分園に分かれて継続して在園となります。

※3 2歳児以上は小野路分園から小野路本園への送迎があります。

認定こども園

認定こども園一覧



※3・4・5歳児の定員は2号認定の人数です。

地域	保育園名	所在地 電話番号	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
忠生地域	町田自然幼稚園	忠生2-7-5 042-791-0015	265		25	30	70	70	70	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	正和幼稚園	山崎町2261-1 042-791-2746	186			18	56	56	56	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	子どもの森幼稚園	常盤町3031-2 042-797-7631	170				56	57	57	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	カナリヤこども園	山崎町2088-1 042-791-2290	90				30	30	30	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
	きそ幼稚園	木曽東1-27-26 042-722-5144	75				20	27	28	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
	境川幼稚園	木曽東3-16-17 042-791-3680	50				15	15	20	7:30~ 18:30	9:00~ 17:00	—
町田地域	玉川中央幼稚園	玉川学園2-3-27 042-725-8446	69				23	23	23	7:00~ 18:00	9:00~ 17:00	18:01~ 20:00
	開進幼稚園	藤の台1-2-1 042-725-7851	120				40	40	40	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
	さふらん	本町田2441 042-791-0036	100		12	16	24	24	24	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
南地域	光幼稚園	金森3-41-1 042-796-1912	40				10	15	15	7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	—
	高ヶ坂幼稚園	高ヶ坂5-6-19 042-728-0321	228				76	76	76	7:30~ 18:30	8:00~ 16:00	—
鶴川地域	鶴川シオン幼稚園	大蔵町2216 042-735-3136	35		5	6	8	8	8	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
	フェリシア幼稚園 フェリシアこども 短期大学附属	三輪町122-12 044-988-4074	100				30	34	36	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	7:15~ 7:29 18:31~ 19:00
	東平ひまわりこども園	広袴町543-1 042-736-2266	100	9	14	17	20	20	20	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00

小規模保育園

小規模保育園一覧



※連携先の申請や選考方法について ➡P.54

地域	保育園名	所在地 電話番号	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
堺地域	プチもり保育園	小山ヶ丘4-1-10 042-703-5545	19	6	6	7	子どもの森幼稚園 に継続して在園※ ¹			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
町田地域	たけとんぼ保育園	森野2-24-15 042-709-3606	19	3	8	8	玉川中央幼稚園 に継続して在園※ ²			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	つながり保育園・まちだ	原町田5-3-8 1F 042-812-4808	19	/	9	10	町田自然幼稚園 または正和幼稚園 に継続して在園※ ³ ※ ⁷			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	つながりづくり保育園・ 原町田α	原町田5-5-20 042-851-7285	19		6	7				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	つながりづくり保育園・ 原町田β	原町田5-5-20 042-851-7285	19	/	9	10				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	つながりづくり保育園・ 原町田プラス	原町田4-19-17 1F 042-850-8204	19		9	10				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	さくらんぼ保育園	森野1-7-11 ザ・レジデンス町田1F 042-850-9588	19	/	9	10	きそ幼稚園または 境川幼稚園 に継続して在園※ ⁷			7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	-
	町田なかよし保育園	原町田2-12-17 042-707-6226	19		9	10	高ヶ坂幼稚園 に継続して在園※ ⁴			7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	-
南地域	高ヶ坂なかよし保育園	高ヶ坂5-26-1 042-728-1025	19	/	9	10				7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	-
	成瀬なかよし保育園	南成瀬4-10-4 042-860-7703	19		9	10				7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	-
	わかくさののうち	成瀬が丘2-23-14 042-812-4394	17	/	8	9	近隣の保育園 に継続して在園			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	もりのこ第一保育園	鶴間1-16-1 042-850-6010	19		6	7	子どもの森南町田保育園、 もりのおがわ保育園、 こびとのもり保育園、 子どもの森ゆうばく保育園、 のいずれかに 継続して在園※ ⁵ ※ ⁷			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	もりのこ第二保育園	鶴間1-16-1 042-850-6010	19	/	9	10				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	もりののうち保育園	鶴間1-16-8 1F 042-706-8166	19		3	8				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	成瀬フェリシア保育園	南成瀬5-1-12SKビル 1F 042-860-7581	19	/	9	10	フェリシア幼稚園、※ ⁶ 町田南保育園 のいずれかに 継続して在園※ ⁷			7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:15～ 7:29 18:31～ 19:00
	KBCほいくえん 南町田ALIVE	南町田5-4-10 ALIVE 1F 042-850-6203	19		9	10	KBCほいくえん南町田、 ポポー東京成瀬園 のいずれかに 継続して在園※ ⁸			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00

※1 3歳児以上はプチもり保育園から子どもの森幼稚園への送迎があります。

※2 3歳児以上はたけとんぼ保育園から玉川中央幼稚園への送迎があります。

※3 3歳児以上はつながり保育園・まちだ、つながりづくり保育園原町田α・β、つながりづくり保育園・原町田プラスから町田自然幼稚園または正和幼稚園への送迎があります。

※4 3歳児以上は町田なかよし保育園、成瀬なかよし保育園から高ヶ坂幼稚園への送迎があります。

※5 3歳児以上はもりのこ第一・第二保育園、もりののうち保育園からもりのおがわ保育園、こびとのもり保育園への送迎があります。

※6 3歳児以上は、希望者数によりフェリシア幼稚園 フェリシアこども短期大学附属への送迎があります。詳細につきましては、園にご確認ください。

※7 記載のいずれかの園に継続して在園することが可能です。ただし、各園の希望者の人数等によっては、選考により希望順の低い園に進級することがあります。

※8 3歳児以上の進級先を決める選考等は、KBCほいくえん南町田ALIVEが行いますので、詳細は園に確認してください。なお、進級先となる園はいずれも認可外保育施設となります。料金等詳細は進級先の園に確認してください。

地域	保育園名	所在地	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
		電話番号										
鶴川地域	鶴川フェリシア保育園	三輪町122-12	19	/	9	10	フェリシア幼稚園、 東平しらゆり保育園、 東平ひまわりこども園 のいずれかに 継続して在園※ ⁷	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:15～ 7:29 18:31～ 19:00		
		044-281-4077										
	東平ひなぎく保育園	大蔵町5002-2 鶴川メディカルモール2B1	19	6	6	7		7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00		
		042-860-5222										
	東平なでしこ保育園	大蔵町5002-2 鶴川メディカルモール2B2	19	/	9	10		7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00		
		042-736-5666										

※⁹ 鶴川若竹幼稚園、けいしょう幼稚園の優先枠があります。詳細は各幼稚園に確認してください。

家庭的保育者(保育ママ)

[家庭的保育者\(保育ママ\)一覧](#)



※家庭的保育者(保育ママ)の申請には、事前にお子さんを連れて施設の見学をしていただく必要があります。

※家庭的保育者(保育ママ)は原則保育短時間の実施です。開園時間は各保育室で異なります。

※家庭的保育者(保育ママ)は0歳児から2歳児までの低年齢児保育室です。3歳児以降も保育が必要な場合は、改めて申請が必要です。▶P.54

※2歳児卒園後の保育の利用を引き続き希望し、3歳児の保育園等の申請をするお子さんについては、優先して選考します。

地域	保育園名	所在地	電話番号	定員	開園時間※ ¹	連携保育園※ ² (卒園後の受け入れ先ではありません)
堺地域	ティンクほいくしつ	小山町1618-103	042-719-6245	5	8:00～16:00	か え で
忠生地域	つぼみ保育室	根岸2-16-5	042-793-0933	5	9:00～17:00	ひかりの子(本園・分園)
	Mammy's 保育ルーム	上小山田町442-24	042-860-0325	5	9:00～17:00	子ども森
町田地域	Aloha Keiki 家庭保育室 ※ ³	玉川学園4-23-14	042-729-7853	5	8:30～16:30	玉川さくら
	ぐりーんぴーす 家庭保育室	南大谷1-44-19	042-723-5221	3	8:30～16:30	高ヶ坂ふたば
南地域	スナグル・ポット 保育ルーム	高ヶ坂4-16-7	042-720-5235	5	8:30～16:30	高ヶ坂
	野いちご保育室	南町田3-44-60 キャロットハウス103	042-850-6343	5	8:00～16:00	ハッピードリーム鶴間
	ほほえみ家庭保育室	成瀬台3-31-5	042-860-6891	5	9:00～17:00	成瀬くりの家
鶴川地域	ひだまり保育室	金井4-19-37	042-737-4630	5	8:00～16:00	つるかわ
	にじの丘家庭保育室	能ヶ谷6-28-20	042-736-7699	5	8:15～16:15	みどりの森
	ゆりかご保育室	能ヶ谷5-8-11	042-734-4752	5	9:00～17:00	ききょう

※¹ 家庭的保育者(保育ママ)の利用時間は基本的に短時間保育(8時間利用)です。

※² 連携保育園・・・集団保育の経験や、家庭的保育者の休暇時等に代替保育を連携保育園(認可保育園)で実施します。

※³ 「Aloha Keiki 家庭保育室」は 2027 年度末(2028 年 3 月 31 日)に閉室となります。

(1)本園と分園

認可保育園には、一部の保育園で「本園」と「分園」が設置されています。

分園は本園とは別の場所で運営する施設です。独立した保育園ではなく本園の一部ですが、分園に入園した場合、原則として卒園後、本園に継続して在園します。(ハッピードリーム鶴間保育園分園を除く、(2)参照)。

選考上は、本園と分園は別の運営施設とみなすので、本園と分園どちらも希望する場合は1園ずつ希望してください。分園と記載がない場合は本園として選考します。

上の子が本園に在籍しており、下の子が分園を申請する場合、きょうだい優先の適用はありません。

(2)2歳児クラスまでの保育園等に入園したとき

3歳児以降も保育を希望される方は、3歳児クラスの4月以降の保育について改めて申請が必要な場合があります。連携先の園が設定されているのか等について、10.認可保育施設一覧(P.47からP.53)に施設別の情報が記載されていますので確認してください。

- こっこのもり保育園、カナリヤ保育園、開進こども保育園に入園し、3歳児以上も引き続き保育利用(2号認定)を希望する場合

保育の利用申請は不要です。

各認定こども園に継続して在園します。

- 敬愛桃の実保育園、太陽の子町田駅前保育園、家庭的保育者(保育ママ)に入園し、3歳児以上も引き続き保育利用(2号認定)を希望する場合

連携先の園が設定されていません。改めて保育の利用申請が必要です。

上記の園を卒園する年度に、必ず次年度4月入園の申請を行ってください。なお、入所選考にあたっては、優先して選考を行います。

- 小規模保育園(KBCほいくえん南町田ALIVEを除く)・ハッピードリーム鶴間保育園分園に入園し、3歳児以上も引き続き保育利用(2号認定)を希望する場合

連携先の園が設定されています。改めて連携先の園等へ保育の利用申請が必要です。

- ・在籍している小規模保育園等に設定されている連携先の園を全て希望した場合、4月一次選考でいずれかの園に入園できるよう調整します。
- ・連携先の園とともに連携先以外の園を希望する場合は、4月一次選考にて連携先の園のみ選考を行います。一次選考の結果、空きがある園のみ、4月二次選考で連携先以外の園を選考します。連携先以外の園を希望することも可能ですが、連携先以外で希望する保育園等は、小規模保育園等卒園児以外の方も含めて選考します。二次選考では、連携先の園であっても優先して選考することはありません。一次選考において連携先の園に内定し、希望順がより上位の園について二次選考で保留となった場合は、一次選考で内定した連携先の園が進級先となります。

■郵便申請票

※まちだ子育てサイトからダウンロードもできます ➡P.40

- 郵便申請票には差出人の氏名及び住所を必ず記入してください。
- 郵送申請の場合はこの郵便申請票を切り取り、封筒に貼り付けて送付してください。
- 郵便物の重さ、郵便料金を確認してからお出しください。料金不足で到着した場合には、受理せず書類一式を返却します。

切り取って使用してください ✂

必要分の 切手を 貼って下さい	194-8520
町 田 市 保 育 の 利 用 申 込 書 在 中	東京都町田市森野2-2-22
	町田市子ども生活部
	保育・幼稚園課支援係 行
封をする前にご確認ください△	
☐ 必要な分の切手を貼りましたか ☐ 記入漏れはありませんか ☐ 必要書類はすべて入っていますか	
(差出人) (住所) 町田市 (氏名)	

■郵便申請票(レターパック用)

※まちだ子育てサイトからダウンロードもできます ➡P.40

● レターパックで送付する場合は、こちらの郵便申請票をあて名書き欄に貼り付けて送付してください。

切り取って使用してください ✂

お届け先 To  ご依頼主 From	おところ: Address 〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
	おなまえ: Name 町田市子ども生活部 保育・幼稚園課支援係 行 電話番号: Telephone Number 042-724-2137
	おところ: Address - おなまえ: Name 電話番号: Telephone Number ()

※品名(Contents Description)欄には
『町田市保育の利用申込書(書類)』
と記入してください

封をする前にご確認ください△
☐ 記入漏れはありませんか ☐ 必要書類はすべて入っていますか

■申請前の確認のためにご使用ください（提出は不要です）

※必要書類や記入方法など不明な点がある場合、必ず事前に保育・幼稚園課へご相談ください。

●すべての方が必要な書類

□【1-1】2026 年度町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼保育の利用申込書
※オンライン申請の場合は、入力フォームに従い必要事項を入力してください。

□【1-4】2026 年度保育の利用申込みに関する同意書
※オンライン申請の場合は、すべての事項をよくお読みの上、申請にお進みください。

●保育の必要性が確認できる書類

※保護者の状況により必要な書類が異なります。詳細は 2026 年度入園のしおり P.20～23 を確認してください。

- 父 1通
- 母 1通

●状況により提出が必要な書類

確 認 欄		状 況	提 出 書 類	入園のしおり 参照ページ
☐	☐	2025 年1月1日に町田市に住民登録がなかった方 (2026 年4月～8月入園申請する方)	2025(令和 7)年度の課税・非課税がわかる書類	P.23
☐	☐	2026 年1月1日に町田市に住民登録がなかった方 (2026 年9月以降入園申請する方)	2026(令和 8)年度の課税・非課税がわかる書類	P.23
☐		60 歳未満の祖父母と同居している方	祖父母についての保育の必要性が確認できる書類	P.20～23
☐		市外から町田市内の保育園等へ申請する方	町田市転入予定住所、転入可能年月日等のわかる書類	P.26
☐		認可外保育施設や一時保育等を利用している方	直近2か月で月 12 日以上・1日4時間以上利用したことが分かる書類	P.22
☐		ひとり親の方	該当の書類	P.22